

第2次沖縄市男女共同参画計画

ひと・きらめきプラン



『知花花織』 知花花織の経糸、緯糸の織りなす模様は21世紀の男・女が尊重しあう「共生社会」のイメージです。

平成25年3月

沖 縄 市

は じ め に

本市では、平成 12 年に沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～を策定し、男女が互いの人権を尊重することで、十分にその個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の推進に取り組んでまいりました。なかでも、きらめきフェスタの開催や各分野における女性登用の推進など、意識啓発や固定的な性別役割分担の見直しなどを進めて参りました。



また、平成 23 年 1 月には、地域における男女共同参画に関する活動及び交流の拠点として、沖縄市男女共同参画センターを開設し、同年 12 月には沖縄市男女共同参画推進条例を制定いたしました。

今回、第 2 次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～の策定にあたり、男女共同参画の現状や市民意見を把握するため、意識調査・ワークショップ・パブリックコメントなどを実施いたしました。その結果、男性の子育てに対する意識に変化がみられるものの、男女共同参画の理念についての理解・普及がまだまだ進んでおらず、いまだ性別による固定的役割分担意識が残っている等の課題が見えてまいりました。

本計画では、これまでの男女共同参画推進施策をさらに充実させ、課題解決につながる取組を展開するとともに、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。また、可能な限り数値目標を設定することにより実効性の高い計画になるよう努めております。

計画の策定にあたり、沖縄市男女共同参画懇話会委員の皆さまをはじめ、多くの方々から、意識調査やワークショップ及びパブリックコメントをとおして、貴重なご意見をたくさんいただきました。ご協力いただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民をはじめ、教育関係者や事業者等が一体となって取り組むことが最も大切です。皆さまには、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

沖縄市長 東 門 美津子

目次

序章 計画策定にあたって

1. 計画の概要	1
2. 上位関連計画等の整理	6
3. 計画の取り組み状況を踏まえた課題	11
4. 沖縄市の地域特性	20
5. 第2次計画策定に向けた視点	31

第1章 計画の体系

1. 基本理念	33
2. 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務	34
3. 基本目標	35
4. 計画の体系	37

第2章 具体的な取り組み

1. 男女共同参画意識の確立	39
(1) 男女共同参画意識の啓発	39
(2) 社会制度・慣習等の見直し	42
(3) 男女の人権の尊重	43
(4) 男性・こどもに向けた意識啓発	45
2. 家庭における男女共同参画の実現	55
(1) 家庭における男女共同参画の推進	55
(2) 生活上の困難を有する市民への支援	57
3. 職場における男女共同参画の実現	61
(1) 多様な働き方に対する支援	61
(2) 就労環境の改善に向けた支援	63
(3) 農業、漁業における男女共同参画の推進	66
4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現	71
(1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進	71
(2) 地域における男女共同参画の推進	73
(3) 男女の生涯を通じた健康づくり	75
(4) 保健福祉サービス等の充実	77
(5) 高齢者、障がい者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備	78
(6) 防災における男女共同参画の推進	80
(7) 国際社会との協調	81

第3章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の強化	93
2. 男女共同参画懇話会の活用	93
3. 市民、教育関係者、事業者等との連携強化	93

参考資料

1. 男女共同参画社会基本法.....	95
2. 沖縄市男女共同参画推進条例.....	100
3. 沖縄市男女共同参画センター条例.....	103
4. 沖縄市男女共同参画懇話会規則.....	105
5. 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱.....	107
6. 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領.....	109
7. 計画策定の流れ	112
8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章.....	113
9. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	117
10. 用語の解説	125

「ジェンダー」という単語について

第2次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～において、一般的な「男らしさ」や「女らしさ」、男性像や女性像といった社会的文化的に形成された性別に関して「ジェンダー」という単語を使用しています（ジェンダーという単語自体には、良い、悪いの価値を含むものではありません）。

「ジェンダー」という言葉の認知度には、市民によって差があると考えられますが、男女共同参画社会の実現を目指す上で重要なキーワードであると判断し、市民への周知を図る意味で使用することにしました。「ジェンダー」に関する理解を深めるため、文章中に（ ）で補足説明を加えています。



序章 計画策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景

現在、私たちを取り巻く社会では、少子高齢化の進展、家族形態および就労形態の多様化、共働き世帯の増加、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、地域社会の変化など、社会経済情勢が変化してきています。

これら社会経済情勢の変化とライフスタイルや価値観の多様化、未婚率の上昇、晩婚化および晩産化等が相まって、従来社会保障等においてベースとなってきた標準世帯（夫婦のどちらかが働き、子供が2人）は減少傾向にあります。このような状況に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会を作ることです。現在国においては、政府一体となって取り組むべき最重要課題と位置づけられています。男女共同参画社会で目指すべきものとしては、国の第3次男女共同参画基本計画では以下の4つが示されています。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画にもとづく取組等を推進してきました。しかし、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、民法の改正（離婚後の女性の再婚禁止期間等）、女性に対する差別の定義の国内法への取り込みなど多くの課題が指摘されています。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷とグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となります。

本市では、1977（昭和52）年に県内初の「働く婦人の家」を開館するなど早い時期より女性の諸活動を支える条件整備を着手してきました。その後1992（平成4）年に「沖縄市女性行動計画～女性きらめきプラン～」、2000（平成12）年には「沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～（以下「第1次計画」と称す）」を策定、さらに男女共同参画社会の実現を積極的に推進していくため2011（平成23）年に「沖縄市男女共同参画センター」の設置および「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定し、各種施策を推進してきたところです。

男女共同参画社会の取り組みの流れ

	国連関係	国	沖縄県および沖縄市
1970年代	1975 年 「平等・発展・平和への婦人の寄与に関する 1975 年メキシコ宣言」採択 1975～1985 年の 10 年間を「国際婦人の 10 年」と宣言 1979 年 「女子差別撤廃条約」第 34 回国連総会で採択(1981 年 9 月発行)	1977 年 「国内行動計画」設置 「国内行動計画前期重点目標」発表	1975 年 「 沖縄市勤労婦人問題懇話会 」設置 1977 年 “ 働く婦人の家 ”の開館 1978 年 「国際婦人年行動計画を実践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成
1980年代	1980 年 「国連婦人の 10 年」中間世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ:「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式 国際婦人の 10 年後半行動プログラム採択 1985 年 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議(ナイロビ) 2000 年までに少なくとも 1 回の世界会議を開くことを決議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略	1980 年 「女子差別撤廃条約」署名 1981 年 「国内行動計画後期重点目標」策定 1985 年 「女子差別撤廃条約」批准 ○特定職種育児休業法(1975) ○民法、家事裁判法一部改正(1976、1980) ○国籍法一部改正(1984) ○男女雇用機会均等法、国民年金法(1985) 家庭科男女共修の検討 1987 年 西暦 2000 年に向けての「新国内行動計画」策定	1984 年 「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定 1988 年 女性問題の担当窓口「労政婦人係」を設置 沖縄市行政連絡会議の設置 1989 年 勤労婦人問題談話会より「沖縄市女性の地位向上のための諸施策を推進するための第一次提言」を市長へ提言
1990年代	1990 年 ナイロビ将来戦略、第 1 回見直し、勧告 1995 年 第 4 回世界女性会議および NGO フォーラム(北京) ナイロビ将来戦略の評価と見直し 「北京宣言(エンパワーメント)」・「行動綱領」採択	1991 年 西暦 2000 年に向けての「新国内行動計画」改定 1994 年 総理府「男女共同参画室」設置 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置 1996 年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1999 年 男女共同参画基本法(公布、施行) 改正男女雇用機会均等法施行	1991 年 女性副知事誕生 1992 年 女性政策室新設(婦人の呼称を女性に変える) 女性行政推進本部設置 21 世紀に向けて男女共同参画型社会の実現のために提言(懇話会) 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン～」策定 女性政策推進課を設置 「女性問題に関する市民の意識と実態調査」実施 「沖縄市女性行動計画～女性きらめきプラン～」策定 1995 年 沖縄県女性総合センターていする開館 1997 年 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン～」改定 1998 年 女性問題懇談会より「沖縄市女性行動計画」の推進について市長へ提言 「女性センター」(仮称)建設推進検討委員会設置

	国連関係	国	沖縄県および沖縄市
2000年代	2000 年 国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク) 「北京宣言」および「行動綱領」の実施状況の評価および今後の戦略 2005 年 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言採択	2000 年 ストーカー規制法の制定 2001 年 育児・介護休業法改正、一部施行 DV 防止法の公布、一部施行 2003 年 「女性のチャレンジ支援策の推進について」閣議決定 2005 年 男女共同参画基本計画(第 2 次)策定 2006 年 男女雇用機会均等法改正 2007 年 パートタイム労働法、DV 防止法改正 2008 年 女性の参画促進プログラム策定	2000 年 「沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」策定 2002 年 沖縄県男女共同参画計画(DEIGOプラン)の策定 2003 年 沖縄県男女共同参画推進条例の公布・施行 2005 年 沖縄県男女共同参画審議会規則の公布・施行 2006 年 沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定 男女共同参画行政推進本部を設置 2007 年 沖縄県男女共同参画計画(後期)策定
2010年代	2010 年 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合 UN Woman 設立	2009 年 育児・介護休業法改正 2010 年 第 3 次男女共同参画基本計画策定 2012 年 労働者派遣法改正	2011 年 沖縄市男女共同参画センター供用開始 沖縄市男女共同参画推進条例制定 2012 年 第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～策定

細文字明朝体：沖縄県

太文字ゴシック体：沖縄市

（２）計画の目的

「男女共同参画社会」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会です。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれにもとづく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されています。

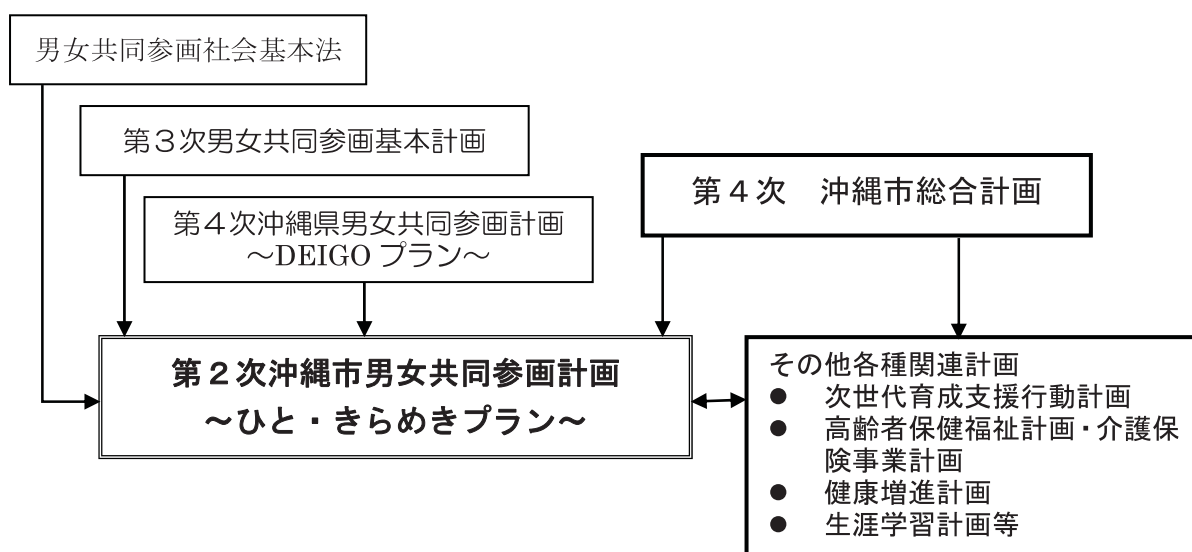
すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む本市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人等の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としています。

第２次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～（以下「第２次計画」と称す）は、このような沖縄市の地域特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会の実現を目的とします。

（３）計画の位置づけ

第２次計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条 3 項（P99 参照）および沖縄市男女共同参画推進条例第 10 条（P103 参照）に基づき、国の「第３次男女共同参画基本計画」および沖縄県の「第４次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」を勘案し策定するものです。

また「第４次沖縄市総合計画」を上位計画として、市の各種関連計画との整合性を図りながら、沖縄市の地域特性に立脚した具体的施策を提示します。

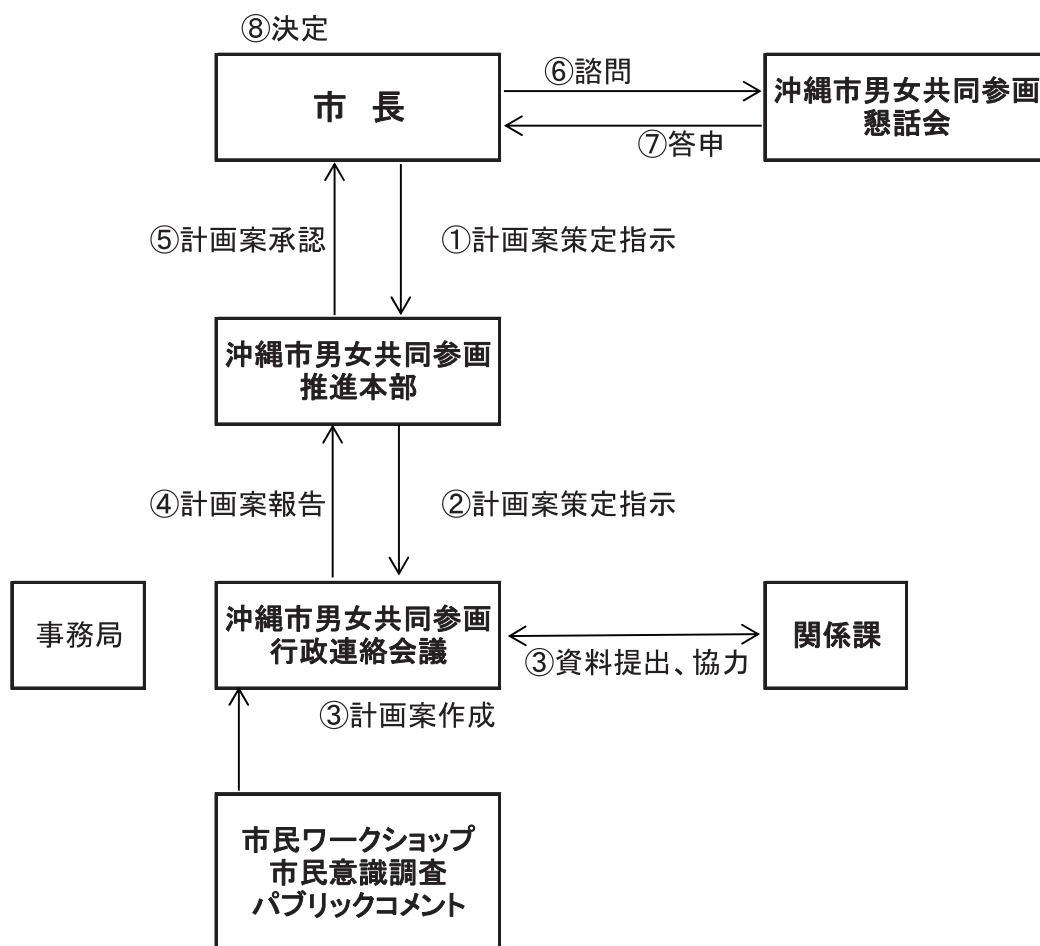


（４）計画の期間

第２次計画の計画期間は、2013（平成 25）年度から 2022（平成 34）年度までの 10 年間とします。ただし関連する法制度の改正や社会情勢等の変化等を勘案し、2017（平成 29）年度をめどに中間見直しを行うものとします。

（５）計画づくりの体制

第２次計画の策定にあたっては、男女共同参画に関する意識調査および市民ワークショップ等を通じて市民、教育関係者および事業者からの意見等を踏まえた上で、沖縄市男女共同参画行政連絡会議および沖縄市男女共同参画懇話会において、具体的施策の検討を行います。



2. 上位関連計画等の整理

第1次計画の策定から12年が経過し、その間に前述したような社会情勢等の変化に伴い国や県においては計画の見直しが進められてきました。また市の上位計画である総合計画も平成23年度より第4次を迎えています。

第2次計画の策定に向けた新たな視点の設定を行うため、国および県の男女共同参画計画、第4次沖縄市総合計画、現計画の評価、沖縄市男女共同参画懇話会や市民からの意見等の整理を行います。

(1) 国および県の男女共同参画計画

国の第3次男女共同参画基本計画および第4次沖縄県男女共同参画計画をもとに、沖縄市の第2次計画において検討すべき項目の整理を行います。

①第3次男女共同参画基本計画における新設分野

- ア. 男性、子どもにとっての男女共同参画
- イ. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ウ. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- エ. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- オ. 科学技術・学術分野における男女共同参画
- カ. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

②第4次沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～

- ア. 計画の目標ごとに〈実現したすがた〉を設定
- イ. 農林漁業における男女共同参画の推進
- ウ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- エ. 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- オ. 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進

③計画指標および目標値の設定

国および県の計画においては、計画の指標および目標値が設定されています。市の第2次計画においても事業評価の充実を図るためにも検討が必要となります。

（２）第４次沖縄市総合計画

市の上位計画である第４次沖縄市総合計画において、男女共同参画社会の実現は都市像３に位置付けられています。しかし、社会のあらゆる分野における活動に男女がともに参画する機会を確保していくためには、総合計画の施策全般において横断的に整合性を図るべき内容が含まれていることに留意しながら策定を進めていきます。

将来像「国際文化観光都市」

基本理念「健康で美しい沖縄市」「明るく住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」

基本方針「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」

【各都市像】

都市像１ 平和を創りかおり高い文化を発信するまち

都市像２ 未来に輝き世界にはばたくこどものまち

都市像３ 心がふれあい安心の輪でつながるまち

基本方向「人とひとのきずなを深め ともに生きる」

施策「男女共同参画社会づくりを推進する」

都市像４ 人と資源を活かし産業の力づよい成長を支えるまち

都市像５ 地球にやさしく安全で安心なくらしができるまち

都市像６ うるおいある快適な空間を将来につなぐまち

（３）沖縄市男女共同参画推進条例

沖縄市男女共同参画推進条例の第４条から第７条において行政、市民、教育関係者、事業者等の責務が、第１１条において男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表が義務付けられており、計画の位置づけが必要となります。

(4) 沖縄市男女共同参画懇話会からの提言

①平成 20 年度（平成 20 年 11 月 4 日）

ア. 沖縄市役所における管理職へ女性を積極的に登用すること

2008 年 4 月 1 日現在、沖縄市の課長級以上の男女の割合は、男性 95.8%に対して女性 4.2%です。女性登用率の県内市町村平均は 6.1%であり、沖縄市は 11 市中 8 位、県内市町村では 20 位となっています。

国の第 2 次男女共同参画基本計画において、「2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度となるよう期待し、各分野における取組を促進する。」ことを重点事項としていることを踏まえ、沖縄市においても国の目標とする 2020 年までに、沖縄市の管理職に占める女性の割合を 30%にして下さい。また、女性登用を促進するため、職員の資質、モチベーション向上のために、職員研修の場で男女共同参画に関する研修を積極的に行って下さい。

イ. 地方自治法第 180 条の 5、並びに第 202 条の 3 に定められた各種委員会・審議会等への女性の登用を促進し、女性委員「ゼロ」を解消すること

2008 年 4 月 1 日現在、沖縄市の各種委員会・審議会等の女性委員の割合は 25.7%で、9 つの委員会においては、女性委員がゼロとなっています。県内でみると、市町村における各種委員会・審議会等の女性委員の割合の平均は 22.4%で、沖縄市は 11 市町中 5 位、県内市町村で 10 位です。

委員を選定する担当職員の意識啓発を促し、女性委員ゼロ委員会の解消と、各種委員会・審議会等に占める女性の割合 30%の目標を、早期に実現するよう努めて下さい。

ウ. 沖縄市次世代育成支援特定事業主行動計画を周知徹底し、職場における同計画が実行できるように努力すること

沖縄市においては、仕事と子育ての両立を支援するため、「子育てよりも仕事優先」「育児は女性がするもの」という考え方の意識改革、父親の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり、働き方の見直しや、多様な働き方の実現に向けて取り組むため、2005 年 6 月に「沖縄市次世代育成支援特定事業主行動計画」を策定しましたが、職員への周知、管理職等への研修が十分ではありません。

今年度は 3 年ごとの見直しの時期となっているため、経済や社会環境の変化、沖縄市男女共同参画計画との整合性や、職員のニーズを十分に検証した結果を反映した実効性のある行動計画を策定するとともに、全職員への周知徹底と、管理職等への研修等を行い、計画の推進に努めて下さい。

エ. 妊娠、出産等、女性特有の事情に配慮した人事配置と、安心して仕事と育児の両立ができる職場環境をつくること

少子化対策が求められる中、国において「地方公務員の育児休業等の法律」が 2006 年度に改正、翌年から施行され、育児のための短時間勤務制度が設けられました。沖縄県においては、2008 年度より短時間勤務制度を設け、未就学児を持つ職員の多様な就労形態のニーズに応えています。

沖縄市においても、このような制度を検討し、育児については、男女ともに責任を負うところですが、まだ圧倒的に女性の方に育児を担う割合が多いことを考慮して、子育て中の女性が管理的職務に就いても働きやすい職場環境を整えるとともに、男性の家事・育児の参加を促すため、全庁挙げてワーク・ライフ・バランスの促進に努めて下さい。

オ. 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発をより積極的に行うこと

男女共同参画を推進するには、個人の意識啓発が重要です。家事・育児・介護を女性の役割としてきたこれまでの慣習を改め、夫婦がともに家事・育児・介護の責任を担っていくこと、また、仕事においては、女性も男性もともに、政策決定の場へ参画し、喜びも責任も一緒に担う必要があります。

このようなことから、家庭や地域社会において、男女共同参画に関する意識啓発を積極的に行うとともに、地域社会の男女共同参画の実情を把握するため、定期的に市民意識調査等を実施し、市民ニーズの把握に努めて下さい。

②平成 22 年度（平成 22 年 7 月 20 日）

ア. 沖縄市男女共同参画推進条例（仮称）に市の理念を盛り込むために前文を設けること

○条例の冒頭に前文を設け、沖縄市の戦後幾多もの歴史の変遷やこれまでの経緯、男女共同参画を踏まえたまちの課題を見据えることにより、条例の必要性、推進への決意など、まちの目指す姿を示す必要がある。

イ. 「男性も女性もひとりの人間として人権と個性が尊重されるまち」に取り組むこと

○男性も女性も住み良い社会環境を作ることが、結果的に男女共同参画社会の実現につながる。

○沖縄市の特色としてひとり親世帯が多い。また、ひとり親世帯に限らず家族のあり方は様々で、離婚をして経済的自立のために働くひと、国際結婚をしたひと、家事を一手に引き受ける男性等、ひとりの人間としていろんな生き方があ

○このことを踏まえ、男性も女性もひとりの人間として人権と個性が尊重されるまちをめざすことを条例の趣旨として策定することが重要である。

ウ.「こどもも大人も一緒に男女共同参画社会の実現に関心を持ち、ともに学び、ともに成長していくまち」に取り組むこと

- 親が男女共同参画に関心を持つことで、こどもが男女共同参画のことに関心を持つようになる。父親も母親も積極的に子育てに参加する事で、こども達からも地域からも、仕事や家事、子育てを頑張る父親や母親の姿は輝いていると評価できる地域の環境づくりが重要である。
- こども達が男女共同参画社会について、積極的に学べる場を提供し、啓発活動を常時行うことが必要である。また、こどもも大人も一緒に学べる場として、新しくできる沖縄市男女共同参画センターや図書館、公民館等を男女共同参画の「学びの場、成長の場」の拠点として提供していくことが重要である。
- こどもが男女一緒に取り組む地域の伝統行事及び地域行事へ、積極的に参加することで、親も関心を持つことになる。地域に関心を持つと言うことは、地域を愛することの第一歩であり、男性も女性も地域の事を学ぼうとすることに繋がる。地域の事を学び、地域活動に参加しやすい場づくりや情報発信について、地域や行政がしっかりと取り組む必要がある。

エ.「こどもから高齢者まで安心・安全に暮らせるまち」に取り組むこと

- こどもが安心・安全に暮らせることは、親の働きやすい環境でもある。そのような環境づくりに地域や職場・行政がしっかりと取り組む必要がある。
- 男女共同参画というと、結婚やカップルの世帯がいつも理念として基本になっているが男性でも女性でも単身であっても将来安心して暮らしていくためには、個人としての単位で見ていく視点も必要である。
- 女性の高齢者と男性の高齢者では、老後の過ごし方が違ってくる。配偶者を失った、または、家族のいない単身世帯においていうと、仕事に生き、身の回りのことを妻や家族にまかせっきりであった男性単身高齢者にとっては生活自立の不安がある。また、就労しておらず給与所得の低かった女性単身高齢者においては、経済的不安がのしかかる。このように単身高齢者も男女により生活不安の内容が違い、それを課題ごとに解消・予防していく必要がある。
- 未来あるこどもに対しては、将来様々な場面で自立ができるよう性別による固定的役割分担や偏見に捉われない環境整備が求められる。

オ.「多様性に溢れるまちの個性を次代に引き継ぎ、異なる国籍や文化をもつ人たちと共生するまち」に取り組むこと

- 沖縄市に住む外国人も地域の人々と交流がスムーズに行われ、沖縄市民と同じようにその人権と権利が守られることは重要である。また、沖縄市に住む全ての人々が等しく行政サービスを受けられるよう的確な情報提供を行う必要がある。
- 男女共同参画社会の形成にあたっては、国際交流・国際的協調も必要とされており、異なる文化を柔軟に受け入れることのできる豊かな市民性を次代に引き継いでいくべきである。

3. 計画の取り組み状況を踏まえた課題

(1) 計画の実施状況

第1次計画は、全体で4つの基本方針、13の主要目標、32の計画項目、90の具体的施策、238の事業で構成されています。

計画の進捗状況については、各事業が具体的施策の視点を持ちながら取り組むことができたかを含め、実施状況の把握を行っています。

■施策の視点

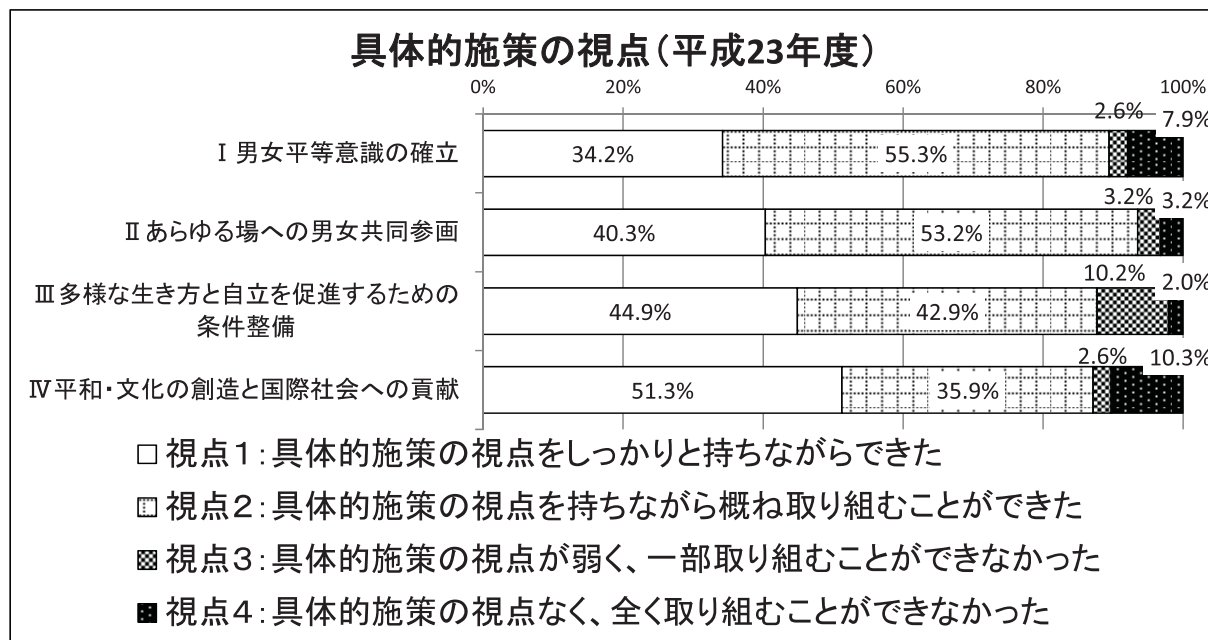
- 1：具体的施策の視点をしっかりと持ちながらできた
- 2：具体的施策の視点を持ちながら概ね取り組むことができた
- 3：具体的施策の視点が弱く、一部取り組むことができなかった
- 4：具体的施策の視点がなく、全く取り組むことができなかった

■実施状況

- A：実施済みの事業
- B：実施しており今後も継続充実を図る事業
- C：実施予定の事業、検討課題事業
- D：計画事業の実施がなかった事業

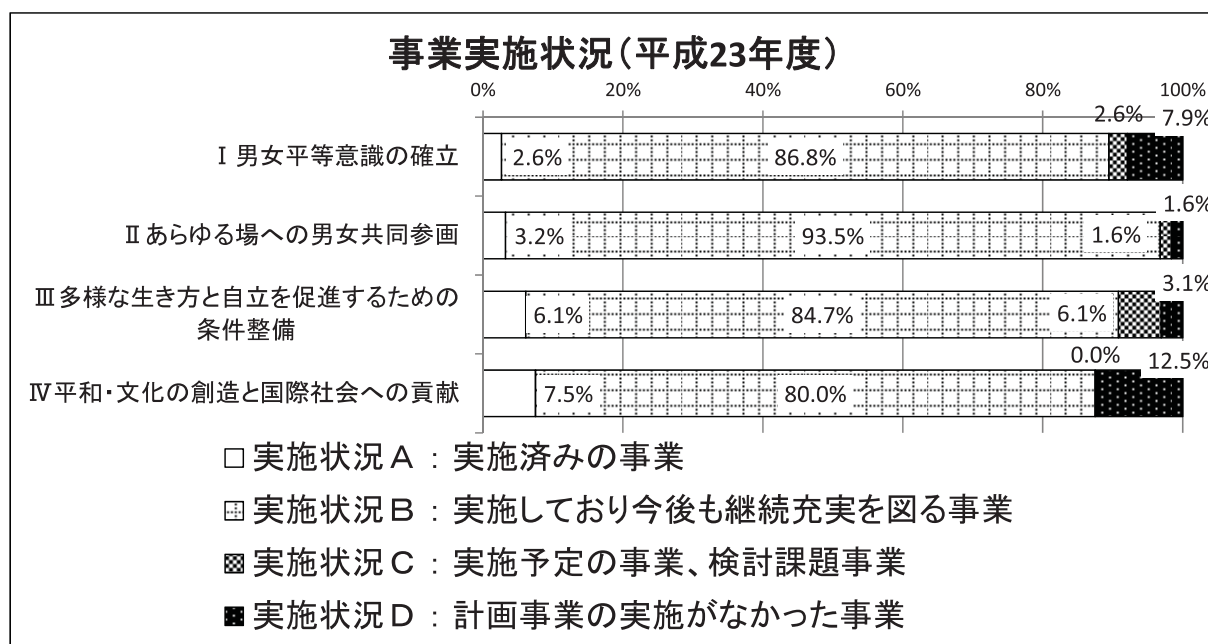
①平成 23 年度の状況

平成 23 年度における事業の実施について、具体的施策の視点を持ちながら取り組むことができたかについて、約 9 割が視点 1 および視点 2 を持ちながら取り組むことができています。最も割合が高いのは「Ⅱあらゆる場への男女共同参画」93.5%となっています。一方で具体的施策の視点がなく、全く取り組むことができなかった割合が最も高いのは「Ⅳ平和・文化の創造と国際社会への貢献」10.3%となっています。



事業実施状況として、今後も継続・充実を図る事業が最も高いのは「Ⅱあらゆる場への男女共同参画」で 93.5%、一方で計画事業の実施がなかった事業が最も高いのは「Ⅳ平和・文化の創造と国際社会への貢献」12.5%となっています。

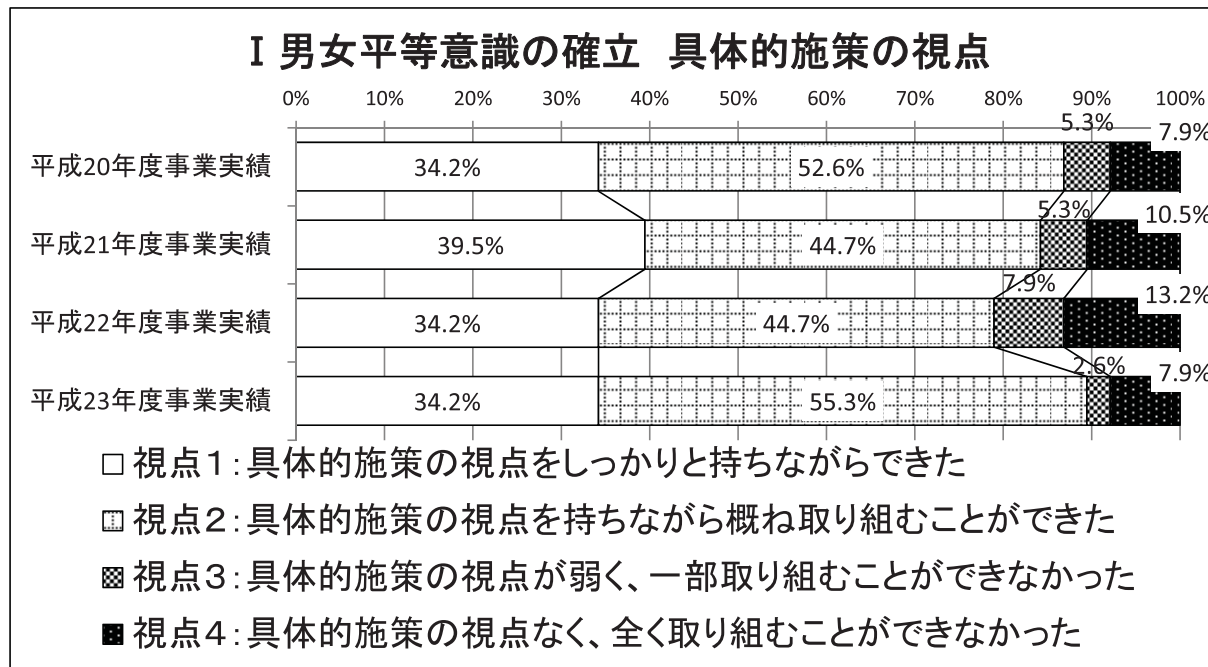
「Ⅳ平和・文化の創造と国際社会への貢献」については、実施済み事業および計画事業の実施がなかった事業が最も多い分野となっています。



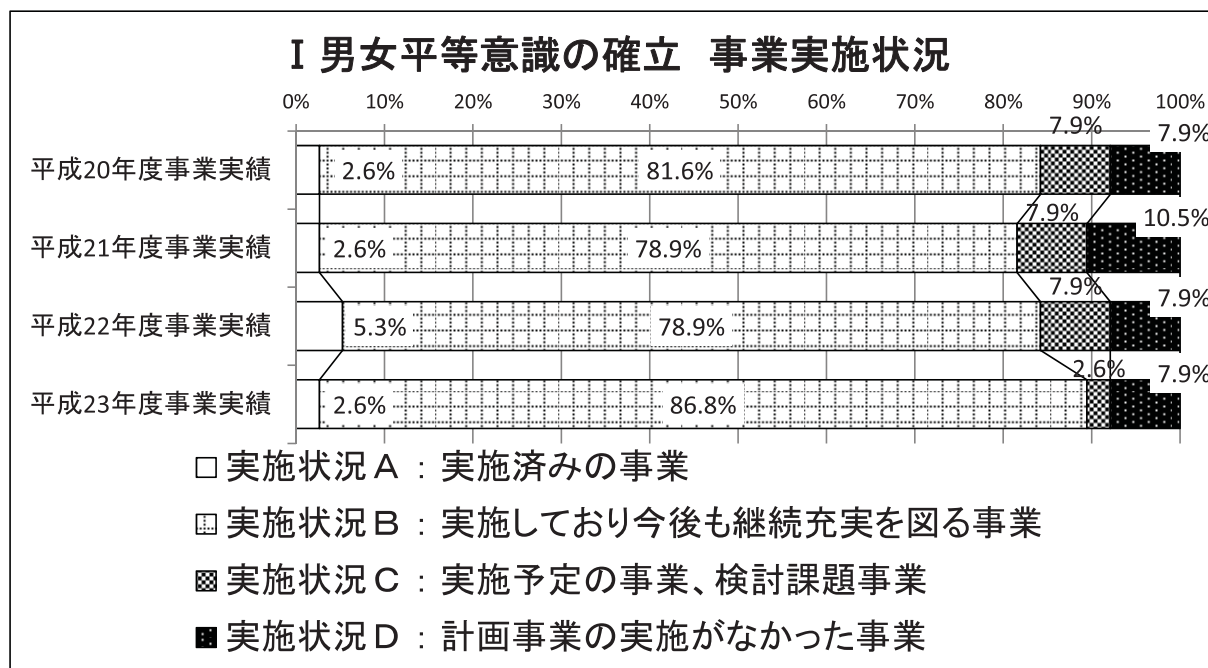
②経年的な実施状況の変化

ア. 男女平等意識の確立

視点1および視点2を持ちながら取り組むことができた事業の割合は、平成20年度から平成22年度にかけて低下しますが、平成23年度は89.5%と過去4年間で最も高くなっています。

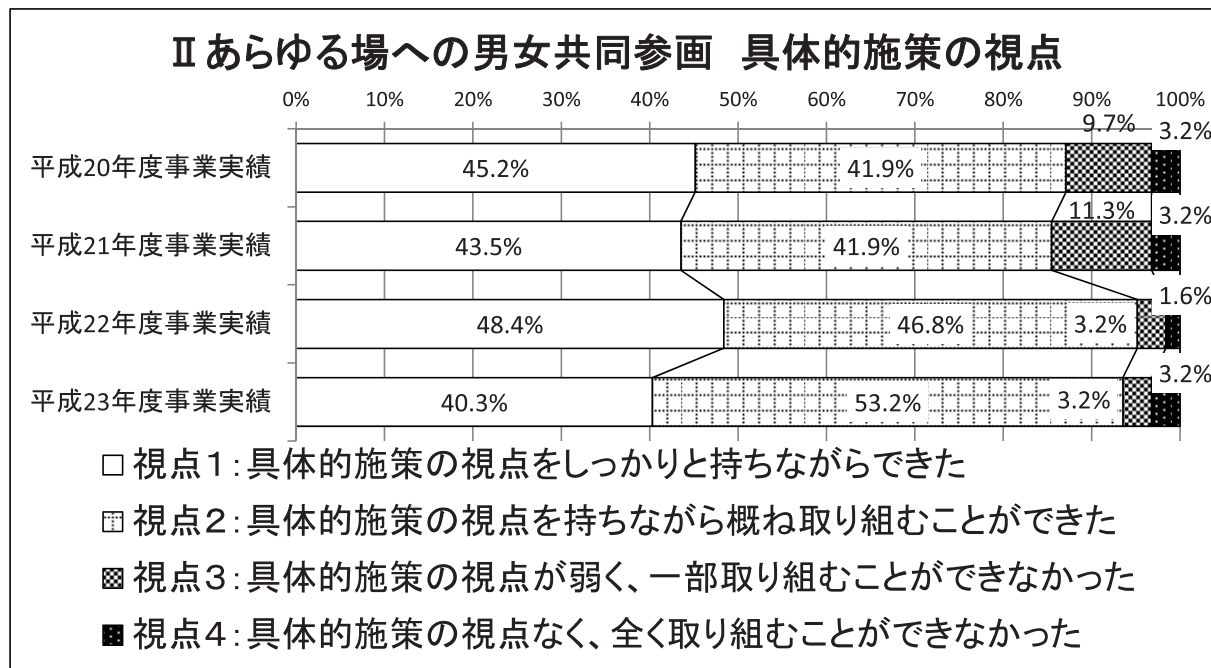


実施状況Bの割合についても、上記の視点1～4と同様に平成21年度および平成22年度に若干低下しますが、平成23年度に上昇しています。

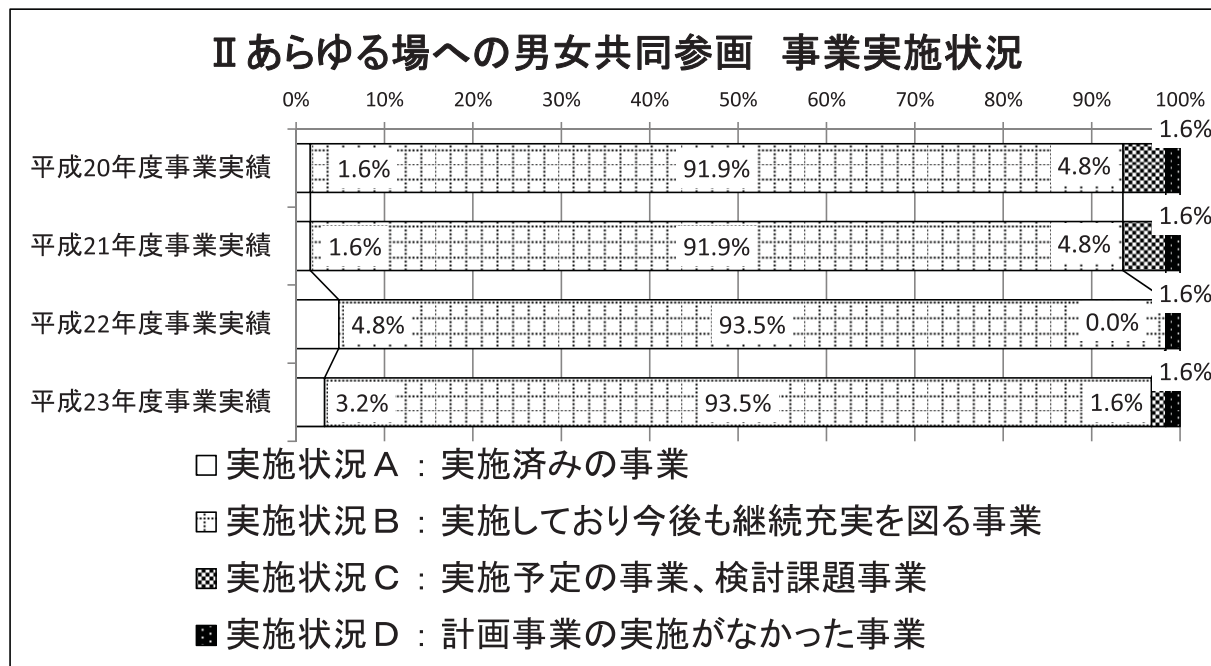


イ. あらゆる場への男女共同参画

視点1および視点2を持ちながら取り組むことができた事業の割合は、平成22年度に9割を超え、平成23年度は93.5%と高い割合を維持しています。

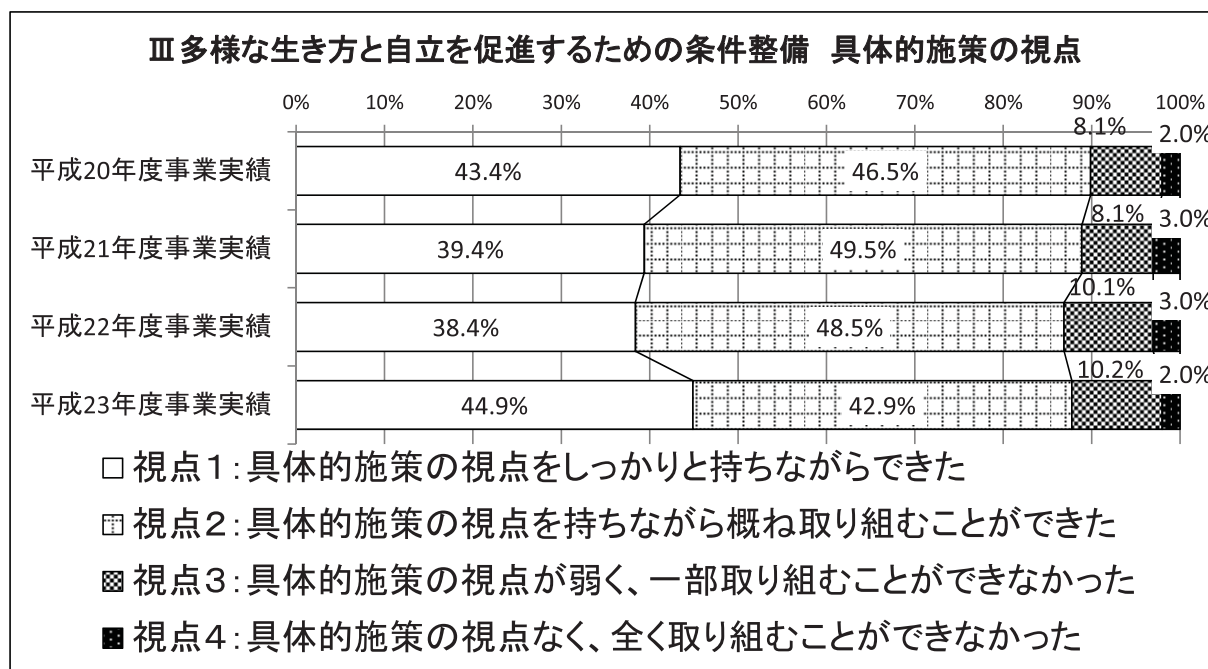


9割以上の事業が実施しており、また今後も継続充実を図る事業となっています。

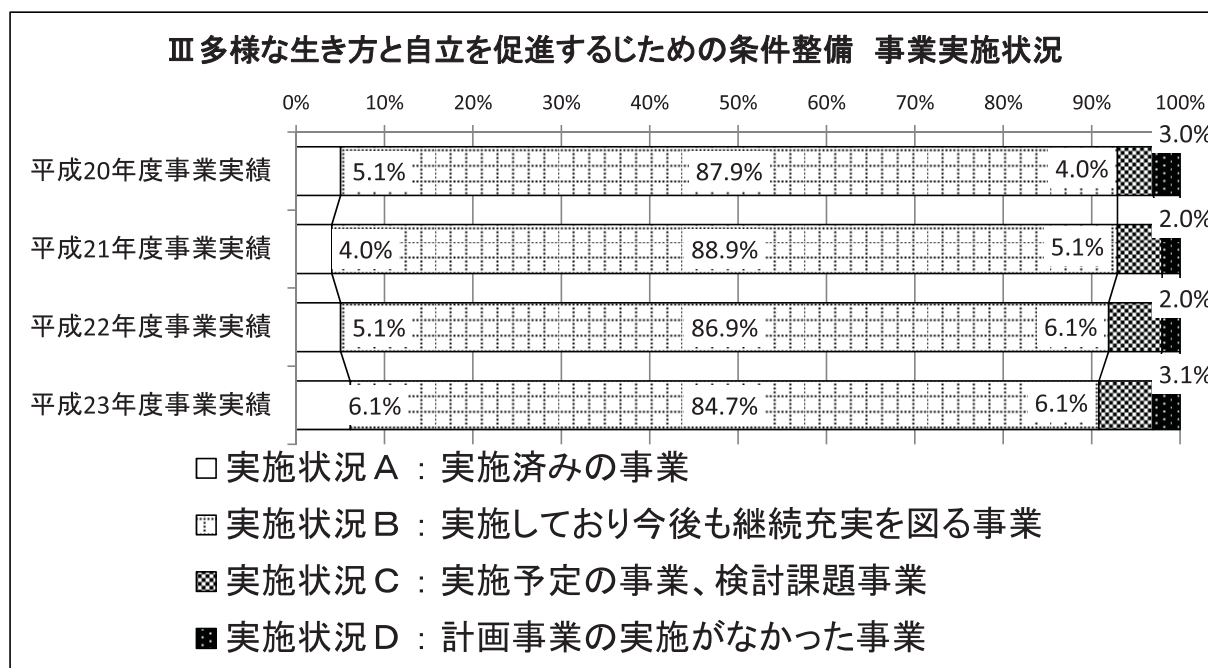


ウ．多様な生き方と自立を促進するための条件整備

しっかり又は概ね視点を持ちながら取り組むことができた事業の割合は、平成 20 年度から大きな変化はなく、約 9 割となっています。

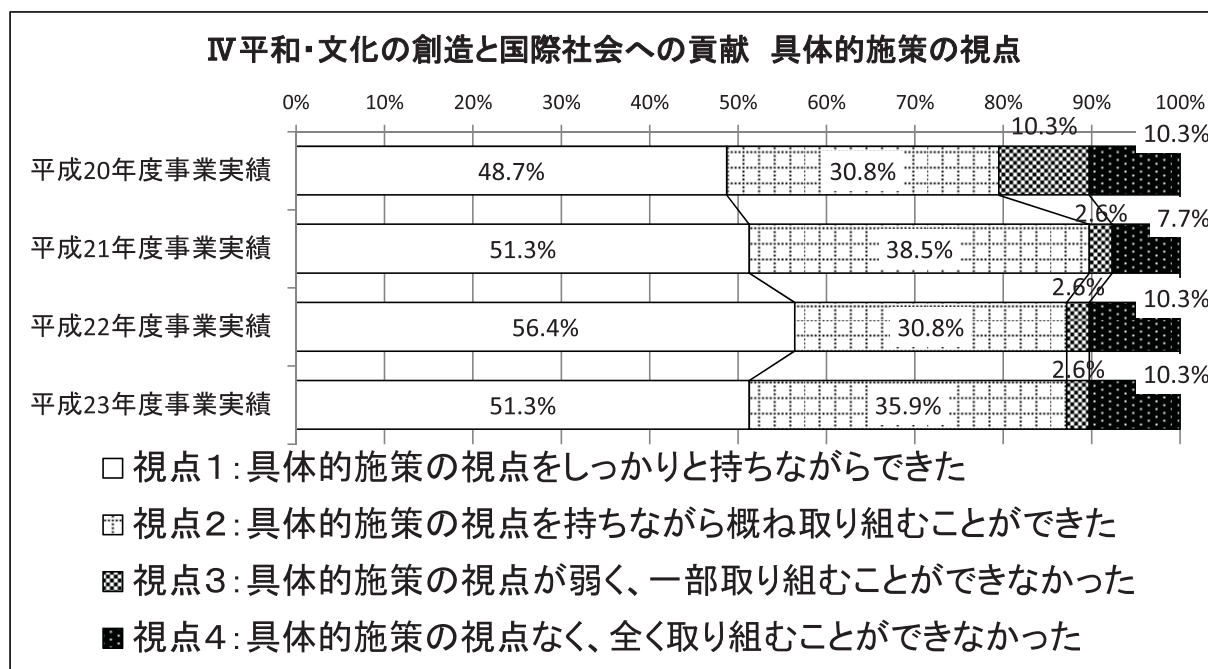


事業を実施しており今後も継続充実を図る事業の割合については、平成 20 年度から約 9 割弱で推移しています。

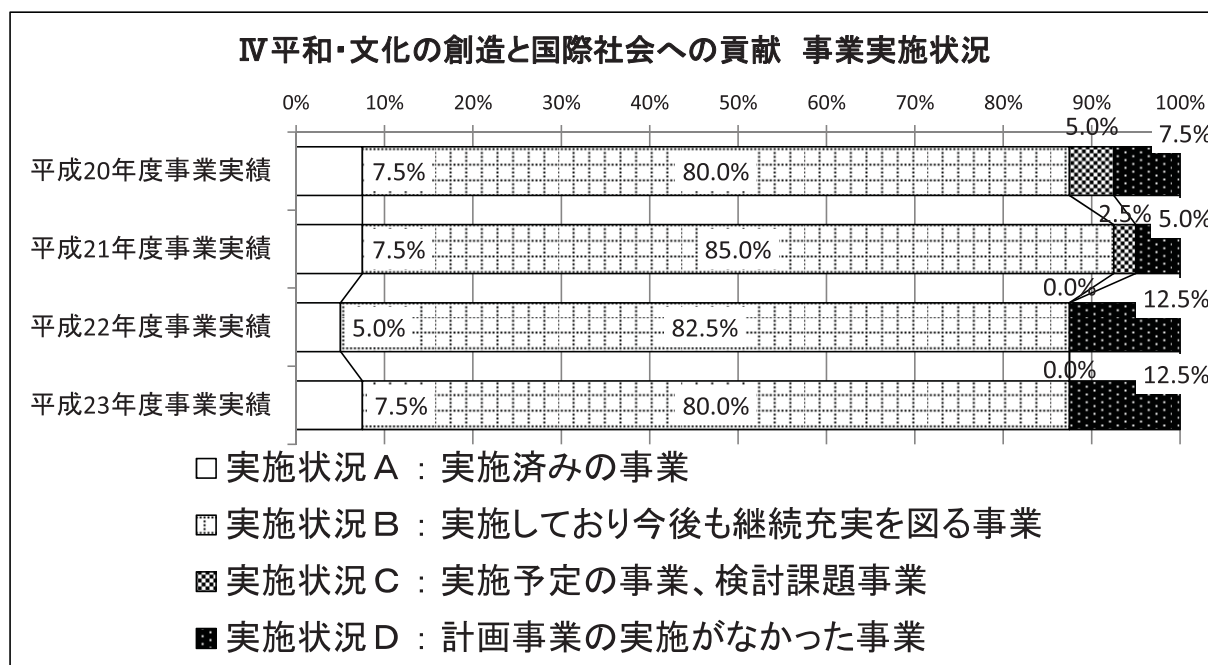


エ. 平和・文化の創造と国際社会への貢献

しっかり又は概ね視点を持ちながら取り組むことができた事業の割合は、平成 20 年度から平成 21 年に約 10 ポイント上昇し、その後も 9 割弱で推移しています。



事業を実施しており今後も継続充実を図る事業の割合については、平成 20 年度の 87.5%から平成 21 年度にかけ一度上昇するものの、平成 22 年度以降は再び 87.5%で推移しています。



③計画事業の実施がなかった事業について

計画事業の実施がなかった事業について以下にまとめます。

■具体的施策の視点4かつ実施状況Dの11事業

	計画項目	具体的施策	事業名	担当・ 関連課	具体的 施策 の視点	実施 状況	平成23年度 実績内容等
Ⅰ (1)	②学校における男女平等教育の推進	ア：ジェンダーフリーの視点による教科指導および学級経営の推進	1. 「教師のための男女平等セミナー」の実施	指導課	4	D	教育基本法改正により男女共学が削除され、男女平等は当たり前となっている
		エ：男女混合名簿の推進	1. 出席簿等における男女混合名簿の実施	指導課	4	D	目的に合わせて名簿を作成しており、男女混合名簿としての取組なし
Ⅰ (2)	①固定的な性別役割分担の見直しと意識の確立	ア：固定的性別役割分担の見直しと意識啓発	1. 各種講座・フォーラム等の実施	生涯学習課	4	D	固定的性別役割分担見直しに関する講座の開催はなし
Ⅱ (2)	③地域やまちづくり活動への男女共同参画の推進	ア：地域活動やまちづくり活動等への男女共同参画推進	3. 青少年の更生保護等、市民ボランティア活動やNPO活動等への参加促進等	総務課	4	D	本項目の担当課の見直しが必要
Ⅲ (1)	①市民生活における人権擁護の推進	ア：人権擁護に関する意識の啓発および制度の周知	1. 学校教育や社会教育における人権教育の推進	生涯学習課	4	D	青年団協議会のデートDV講座の開催のみ
Ⅲ (2)	②セクシュアルハラスメント対策の充実	イ：相談体制の整備	1. 行政機関、学校、地域等での研修や講座等の実施	生涯学習課	4	D	セクシュアルハラスメントに関する講座の開催はなし
Ⅲ (4)	③ひとり親家庭への支援	イ：日常生活支援の充実	2. 母子生活支援施設の整備、維持	建築・公園課	4	D	安慶田市営住宅建替事業に伴い、入居募集を停止
Ⅳ (1)	①国際的な人権問題活動への参画・支援の充実	ア：国際的人権問題に関する意識の啓発	1. 国際的人権問題の情報発信と啓発	文化観光課	4	D	国際交流事業で人権問題に特化した事業の実施はなし
		イ：国際的人権問題活動への参画・支援	2. 市民および各種民間団体の国際的支援活動への支援等	総務課	4	D	本項目の担当課の見直しが必要
Ⅳ (2)	①平和の創造	イ：「市民平和の日」の周知徹底	2. 「市民平和の日」記念事業等	中央公民館	4	D	学校の平和教育は6月で統一なので、平和月間に行うのは難しい
Ⅳ (2)	②文化の創造	エ：女性史の調査・研究	1. 沖縄市女性史の調査・研究の推進等	平和・男女共同課	4	D	女性史という史学的な意味合いより、個人史の要素が強いため中止とした

■視点 4 かつ実施状況 C の 1 事業

	計画項目	具体的施策	事業名	担当・ 関連課	具体的 施策 の視点	実施 状況	平成 23 年度 実績内容等
Ⅱ (2)	②家庭・地域 における男女 共同参画の推 進	ウ：地場産業開発 等における女性 参画の推進	農漁業、商業等の 家族従事者およ び女性起業家支 援の諸講座開設 およびネットワ ークづくり支援	農林水産課	4	C	関係団体が家庭 栽培に取り組む 活動が機能して いなかった

■視点 3 かつ実施状況 C の 3 事業

	計画項目	具体的施策	事業名	担当・ 関連課	具体的 施策 の視点	実施 状況	平成 23 年度 実績内容等
Ⅲ (1)	①市民生活に における人権擁 護の推進	ア：人権擁護に関 する意識の啓発 および制度の周 知	2. 女性の人権を 踏まえ、各種事業 (ミスコン等) の 見直しの推進	平和・男女 共同課	3	C	人権尊重の意識 啓発は行うが、 ミスコン事業等 の見直しはなし
Ⅲ (2)	①性犯罪、家 庭内暴力への 厳正な対処	ア：性犯罪や家庭 内暴力防止に関 する意識啓発お よび事業・制度の 充実	3. メディアにお ける性の商品化 の根絶への対応	平和・男女 共同課	3	C	啓発紙など発行 物について配慮 するが、メディ アとの連携なし
Ⅲ (4)	②介護支援対 策の充実	ア：介護保険制度 等の利用促進	1. 介護保険制度 や介護休業制度 等の周知徹底	人事課	3	C	介護制度は高齢 福祉課が周知を 行っており、特 に取組はなし

■視点 1 かつ実施状況 D の 1 事業

	計画項目	具体的施策	事業名	担当・ 関連課	具体的 施策 の視点	実施 状況	平成 23 年度 実績内容等
Ⅳ (2)	②文化の創造	ア：伝統文化の承 継	1. 泡瀬のチョン ダラー、ウスデー ク、エイサー祭り 等伝統芸能の継 承	博物館	1	D	地域の求めに応 じた支援を行う ため、事業とし ては難しく、取 組なし

④見直しに向けた課題

各課から報告のあった実施状況を事務局で検証し、今後も特に連携を図りながら取り組みを進める必要があると判断した 15 課に対してヒアリングを実施しました。

関係課ヒアリングを通じて確認された課題を以下にまとめます。

ア. 男女共同参画との関連性および視点の明確化

第 1 次計画は、施策の体系にもとづき各課で所管する事業等を網羅するべく、担当・関係課の位置づけがなされています。しかし複数の課が列記されている事業においては、それぞれの課が担うべき具体的な取り組みまでは明記されていない項目もあるため、男女共同参画計画との関連性や視点が認識されていない状況が一部見受けられました。

第 2 次計画の策定にあたっては、男女共同参画計画との関連性および視点をより明確にしていく必要があります。

イ. 実施主体の明確化

第 1 次計画の施策は多岐にわたり、一つの事業で複数の課が関係している項目の場合、主体となる部署と連携を図る立場にある部署が不明確な状況があります。そのため取り組みに関する実績報告に苦慮している状況が伺えました。

第 2 次計画の策定にあたっては、実績報告を行うのは主管課に絞るなどの検討が必要となります。

ウ. 庁内の連携および意識の共有

男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる場面において、どちらか一方の性の意見に偏っていないか、またどちらか一方の性の負担や不利益にならないか等の視点が必要となります。

第 2 次計画の策定にあたっては、改めて各課の担うべき役割を明確にし、庁内の連携や意識の共有を図ります。

エ. 関連計画等との役割分担

第 1 次計画は 4 つの基本方針、13 の主要目標、32 の計画項目、90 の具体的施策、238 の事業で構成され、他の計画で実施すべき項目も本計画へ重複して位置づけられています。関連計画で進捗を管理している内容まで重複して把握し、整理することが、男女共同参画計画の推進に効果があるとは限りません。

上記アからウを踏まえながら、計画の実行性を高め、適切に進捗管理を行うためにも関連計画との役割分担を検討していきます。

4. 沖縄市の地域特性

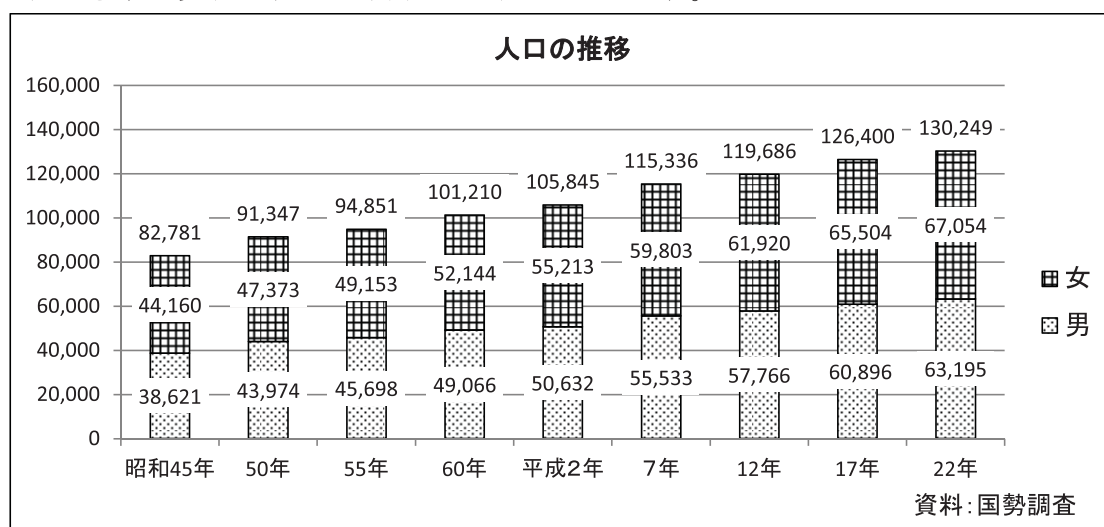
第2次計画の策定にあたって、統計データおよび男女共同参画に関する意識調査および市民ワークショップから、男女共同参画に関する地域特性の整理を行います。

(1) データからみる沖縄市の特徴

①人口世帯

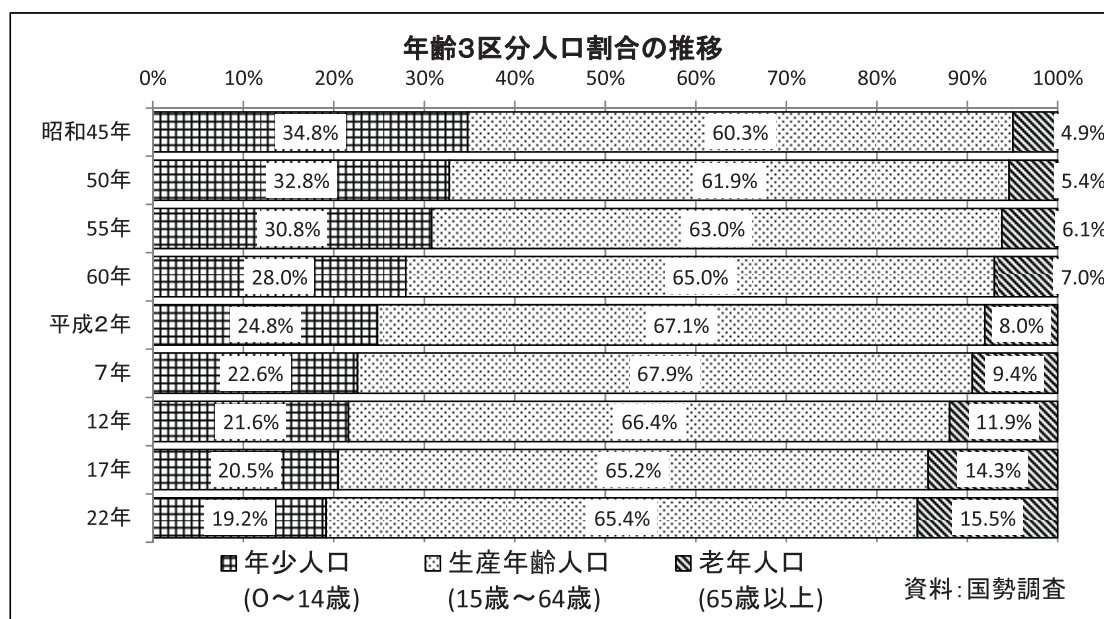
ア. 人口

本市の人口は、平成22年の国勢調査において130,249人、そのうち男性が63,195人（48.5%）、女性が67,054人（51.5%）となっています。昭和45年からの推移をみても常に女性の人口が男性を上回っています。



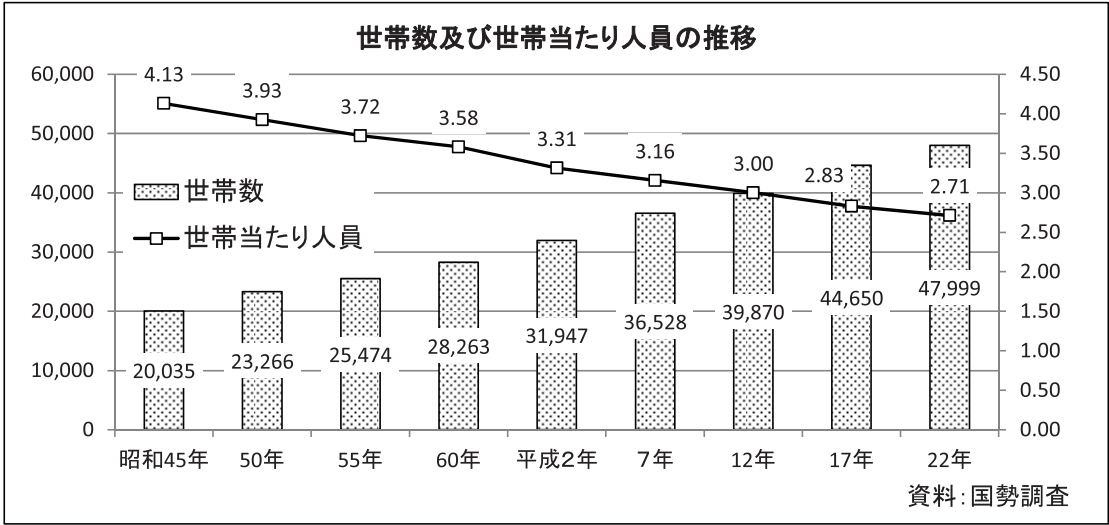
イ. 年齢3区分人口割合

平成22年の国勢調査において、年少人口（0～14歳）の割合は19.2%、生産年齢人口（15～64歳）が65.4%、老年人口（65歳以上）が15.5%となっています。本市においても年々少子高齢化が進んでいます。



ウ．世帯の状況

平成 22 年の国勢調査における世帯数は 47,999 世帯、世帯当たり人員は 2.71 人となっています。世帯数が増加するのに対し、世帯当たり人員は減少傾向にあります。



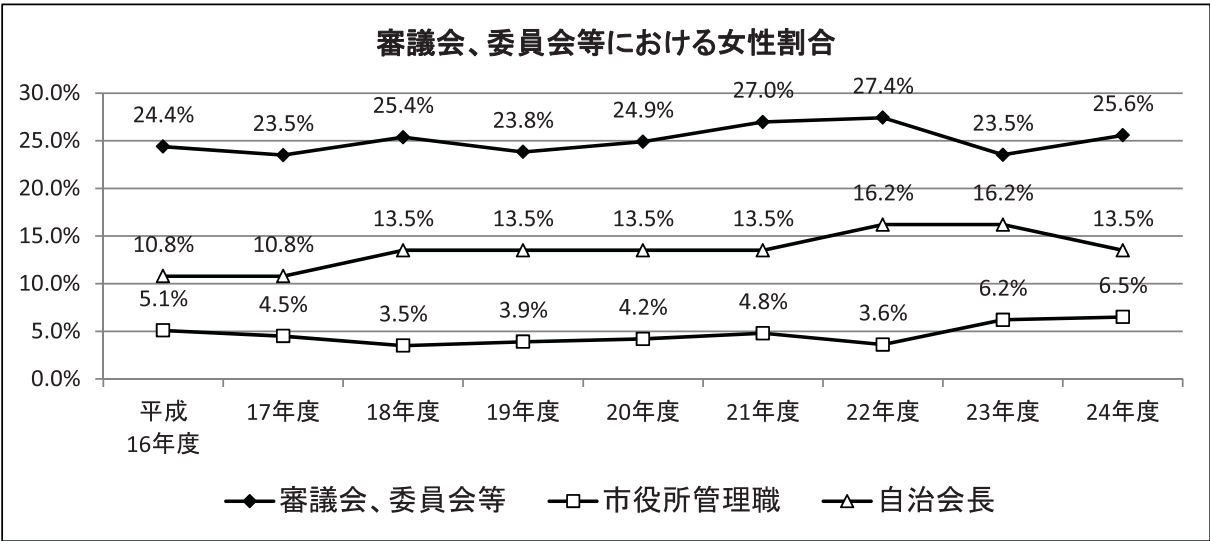
平成 22 年、「一般世帯」のうち「男親と子供から成る世帯」の割合は 2.1%、「女親と子供から成る世帯」は 12.4%、「65 歳以上単身世帯」の割合は 8.2%となっており、これら世帯は増加で推移しています。

	平成2年	7年	12年	17年	22年
一般世帯	31,284	36,487	39,435	44,500	47,942
男親と子供から成る世帯	555 (1.8%)	671 (1.8%)	773 (2.0%)	923 (2.1%)	991 (2.1%)
女親と子供から成る世帯	3,815 (12.2%)	4,504 (12.3%)	4,868 (12.3%)	5,606 (12.6%)	5,966 (12.4%)
65歳以上単身世帯	1,241 (4.0%)	1,726 (4.7%)	2,356 (6.0%)	3,257 (7.3%)	3,927 (8.2%)

資料：国勢調査

②審議会や委員会等、市役所管理職、自治会長に占める女性の割合

平成 24 年度において、審議会、委員会等に占める女性の割合は 25.6%、自治会長に占める女性の割合は 13.5%、市役所管理職に占める女性の割合は 6.5%となっています。経年的には、女性の占める割合は上下しながら推移しています。



③市議会議員に占める女性議員の割合

平成 24 年度、沖縄市議会の全議員数 30 人のうち女性議員の数 5 人、全体の 16.7% となっており、平成 20 年度以降減少傾向にあります。

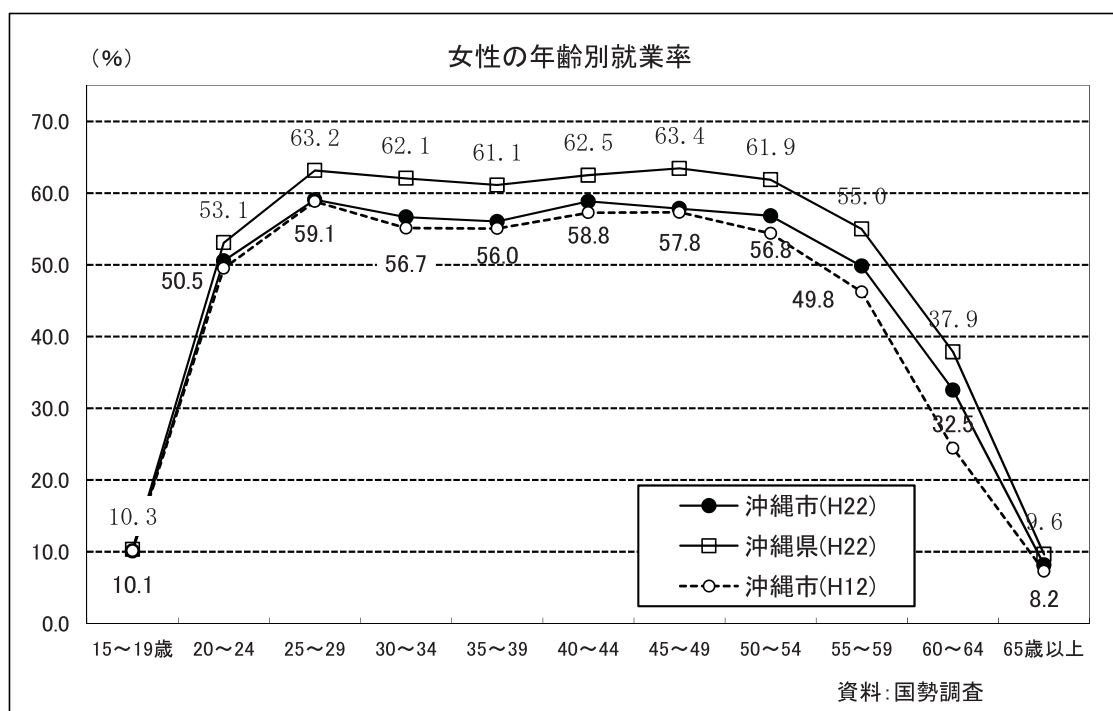
年 度	全議員数	うち女性議員数	
			構成比
平成20年度	30	6	20.0%
21年度	28	5	17.9%
22年度	28	5	17.9%
23年度	30	5	16.7%
24年度	30	5	16.7%

※各年は4月1日時点

④就業状況

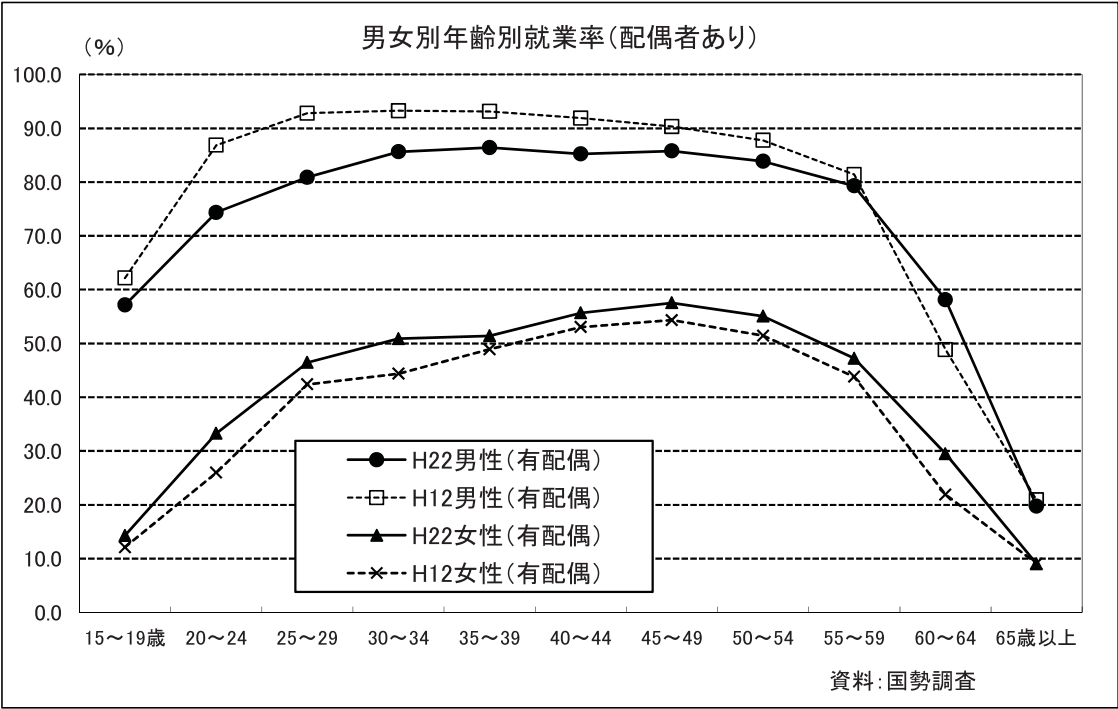
ア. 女性の年齢別就業率

本市の平成 22 年の国勢調査における女性の年齢別就業率は、25～29 歳の 59.1% が最も高く、30～39 歳まで一度低下、その後一旦上昇し、50 代以降低下するというM字カーブを描いています。ただし 30～39 歳における就業率の低下幅は小さく、平成 12 年と比較すると 50 代以降の就業率が上昇しています。



イ. 配偶者を有する男女の就業率

平成 22 年の国勢調査をもとに、配偶者を有する男女の年齢別就業率を比較すると、女性より圧倒的に男性の就業率が高いことが分かります。これを平成 12 年と比較すると、同様に男性の就業率が高いものの、女性では就業率が全ての年齢層で上昇するのに対して、男性では逆にほとんどの年齢層で就業率が低下しており、10 年間で就業状況に変化が表れてきています。



⑤男女共同参画センター主催講座の受講状況

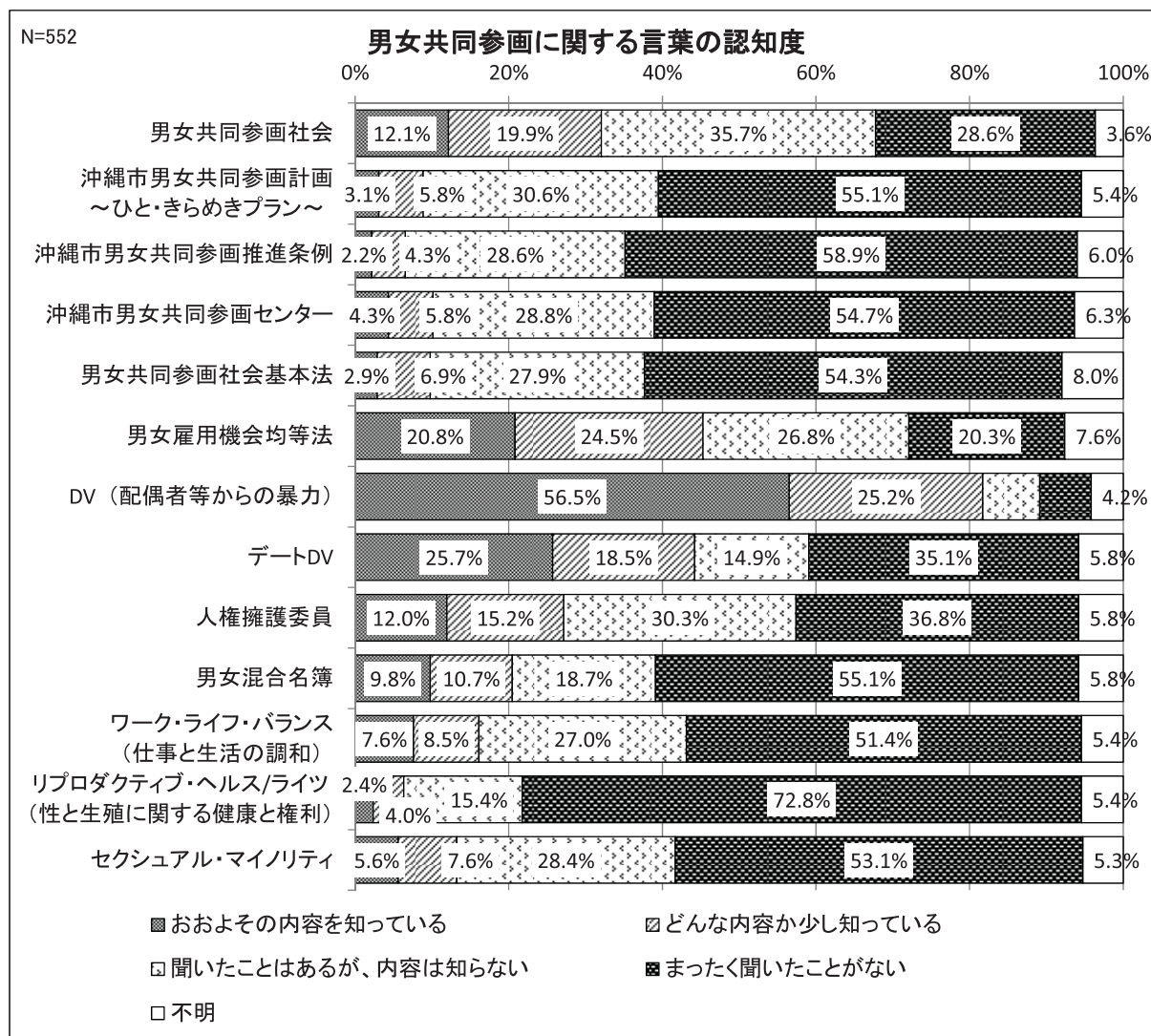
平成 23 年度の男女共同参画センターで実施した 30 講座の総受講者数は 576 人、うち男性受講者は 111 人で全受講者の 19.3%となっています。平成 20 年度の男性受講者割合と比較すると増加で推移しています。

	働く婦人の家			男女共同参画センター
	平成20年度	21年度	22年度	23年度
講座数	19講座	28講座	10講座	30講座
総受講者数	380人	539人	182人	576人
男性受講者数	13人 (3.4%)	34人 (6.3%)	12人 (6.6%)	111人 (19.3%)

(2) 男女共同参画に関する意識調査

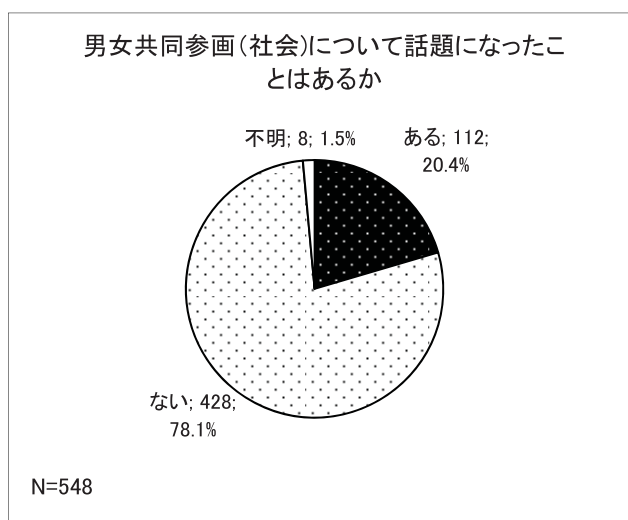
①言葉の認知度

男女共同参画に関する言葉について「おおよその内容を知っている」という回答割合をみると、「男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」が3.1%、「沖縄市男女共同参画推進条例」が2.2%、「沖縄市男女共同参画センター」が4.3%と低く、計画や制度、活動拠点の周知が課題と考えられます。



②男女共同参画についての話題

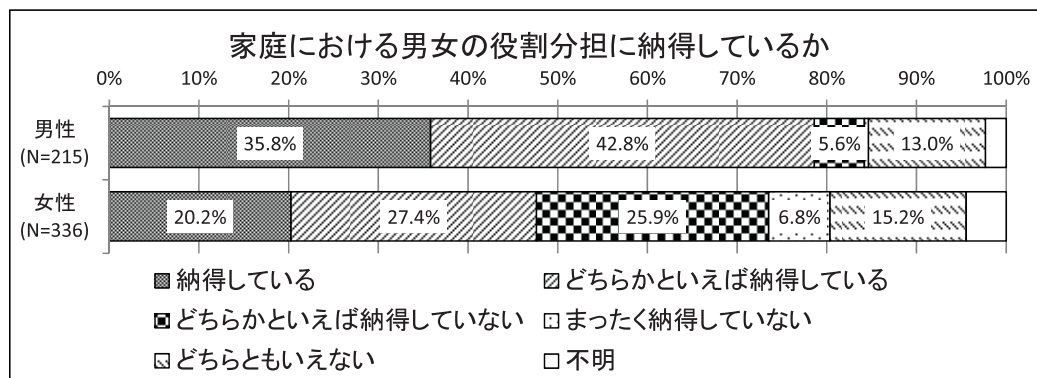
周りで男女共同参画（社会）が話題になったことがあるかについて、約8割が「ない」と回答しており、市民の普段の生活において意識されることは少ない状況と考えられます。



③男女の意識のずれ

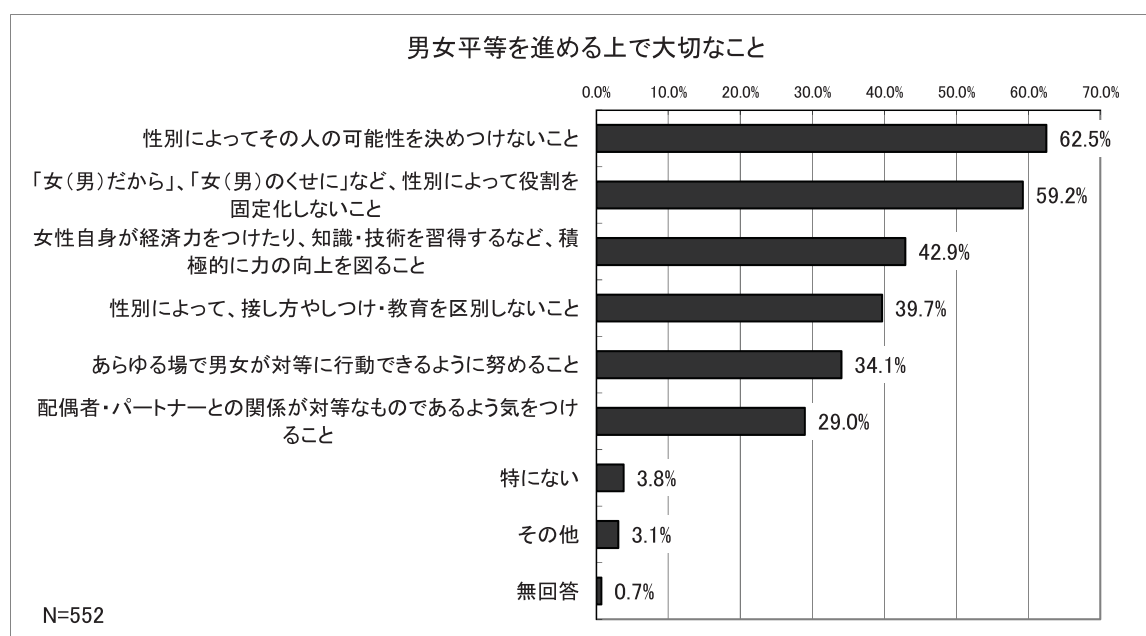
家庭における役割分担（家事や育児、介護など）に納得しているかについて、「納得している」と「どちらかといえば納得している」を加えた割合を比較すると、男女間の意識に大きな差がみられます。

あらゆる場面における男女の平等についても、男女間に意識のずれがみられ、互いを理解するため、家庭内でコミュニケーションを高めていくことなどが課題と考えられます。



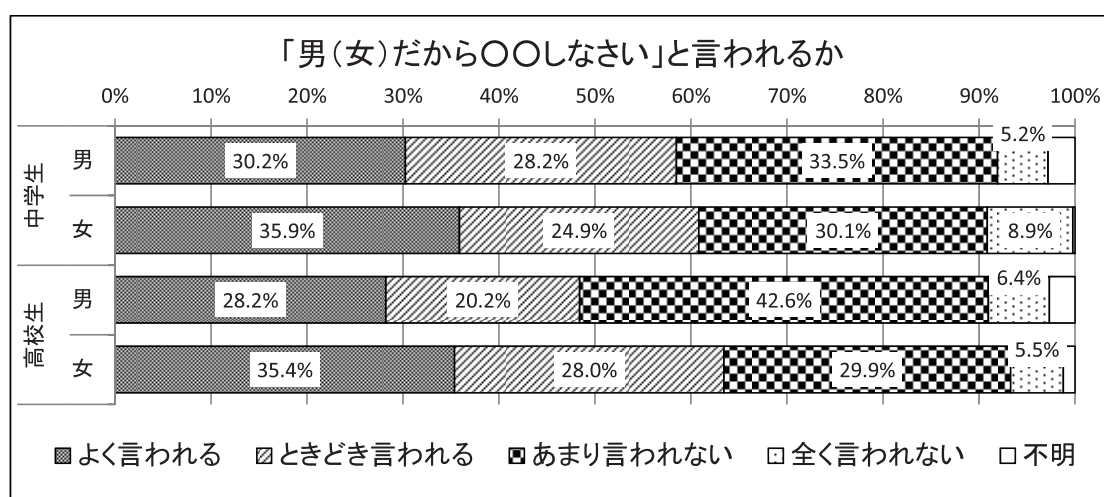
④男女平等を進める上で大切なこと

市民が考える男女平等を進める上で大切なこととしては、「性別によってその人の可能性を決めつけないこと」と「女（男）だから」、「女（男）のくせに」など、性別によって役割を固定化しないこと」という、ジェンダー（社会的文化的に形成された性別）を外部から強要しないとの意見が高く示されています。



⑤子どもたちがジェンダーを強制されていないか

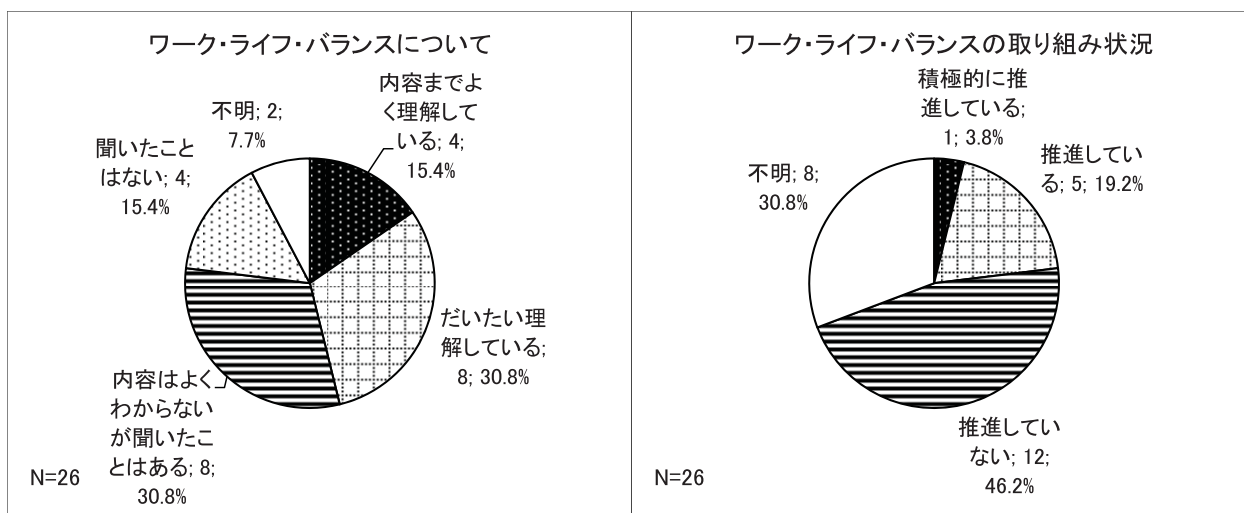
男女平等を進める上で大切なこととして、性別によって可能性を決めつけないことや性別によって役割を固定化しないという意見が高く示されています。中高生を対象にした意識調査で、「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われるか質問したところ、「よく言われる」と「ときどき言われる」という割合は、中学生男子で 58.4%、中学生女子で 60.8%、高校生男子で 48.4%、高校生女子で 63.4%となっています。ジェンダー（「男らしさ・女らしさ」など社会的文化的に形成された性別）を外部から求められる割合は、男子よりも女子が高く、また中学生と高校生を比較すると、年齢が高くなると男子では割合が低下するのに対して、女子では逆に割合が上昇しています。周りからのジェンダー（「男らしさ・女らしさ」など社会的文化的に形成された性別）の強制によって、こどもの個性や可能性が制限されることがないように、幅広く効果的な意識啓発を検討する必要があります。



「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」とどのような時に言われるかについて、「お手伝い」や「言葉づかい」、「服装・身だしなみ」など14の選択肢を設け、言われる項目をすべて選択してもらいました。その結果平均選択数は、男子が1.8個、女子が3.1個となり、女子の方が男子よりも多くの場面で、「女だから〇〇しなさい」言われていることが分かります。

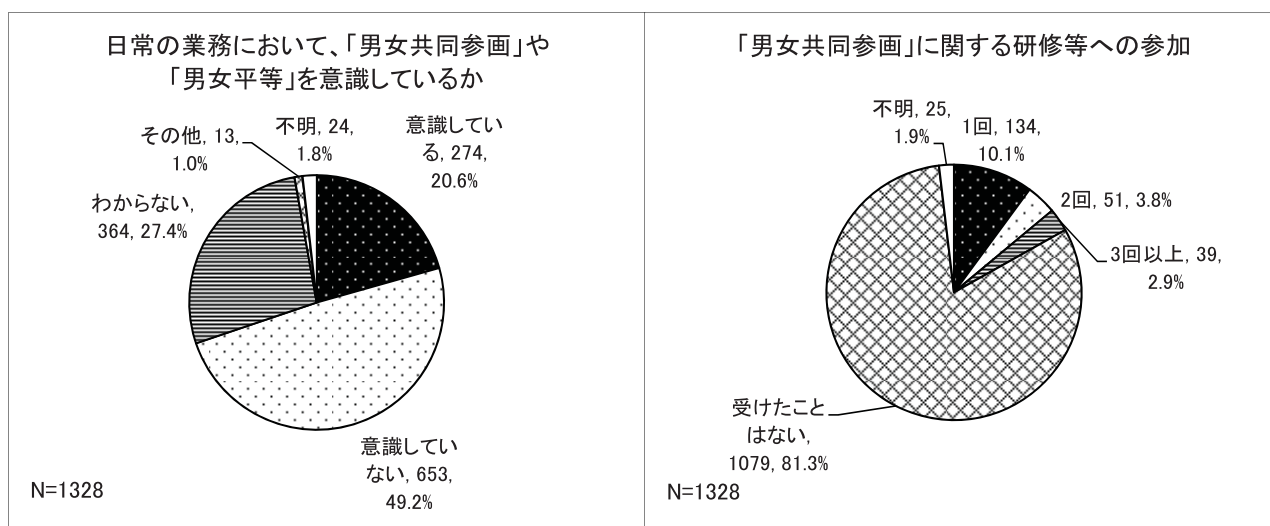
⑥ワーク・ライフ・バランス

市内の事業所を対象とした意識調査において、ワーク・ライフ・バランスについて「聞いたことはない」という回答が15.4%みられました。またワーク・ライフ・バランスを積極的に推進しているという回答は僅か3.8%（1社）となっており、今後、ワーク・ライフ・バランスについて積極的に周知を図る必要があると考えます。



⑦市役所職員の意識

市役所職員を対象とした意識調査において、日常業務で「男女共同参画」や「男女平等」を意識しているかという質問に対して約半数が「意識していない」と回答しています。男女共同参画に関する研修や講演会等へは8割強が「受けたことはない」と回答しており、全庁体制で取り組みを強化していくためにも市役所職員に対する意識啓発が課題となります。



(3) 市民ワークショップ

①ワークショップの概要

ア. ワークショップ全体のテーマ

「沖縄市における男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべきこと」という大きなテーマにもとづき、合計4回のワークショップを行いました。

イ. 各回ごとのテーマ

第1回テーマ

「女（又は男）に生まれて得したこと、損したこと。不満に思うことなど。」

第2回テーマ

「沖縄市でめざす姿を思い描こう」

第3回および第4回テーマ

「男女共同参画社会の実現に向けた課題や課題解決に向けた取り組みを考えよう」

ウ. ワークショップからの主な意見等

⇒女（又は男）に生まれて得したこと、損したこと、また不満に思うことなどに関する男女の意見の対比

- 育児について、女性は「女性の負担が大きい」との意見がある一方で、男性は「育児を手伝うタイミングを逃してしまい上手く関われない」との意見が出しました。
- 家事について、女性は「女性の負担が大きい」「女性が作るのが当たり前なの？」という意見がある一方で、男性は「作りたくても料理が上手く作れない」という意見が出されました。
- 女性は「女だからという理由で悔しい思い」をした経験があり、男性は「男が生計を担うべき」というプレッシャーを感じている状況が伺えました。ただし男女が互いにフォローする環境もあるとの意見がありました。
- 女性から「男女の賃金格差がある」、男性から「仕事が休みづらい」「女性に頼みづらい仕事がある」との意見が出されました。
- 学校においては、性別によって係が決められているケースがあるとの意見が出されました。

⇒沖縄市においてめざす姿

【家庭においてめざす姿】

- 家庭内での役割を男の範囲、女の範囲と決めない。
- できる範囲で助け合う。例えば女性が料理を作ったら、男性が盛り付けと配膳。女性が掃除機をかけていたら、男性は棚の拭き掃除など。
- 会話（けんかを含めて）を多く持つようにする。できるだけ良いところを見つけてほめる。

【働く場においてめざす姿】

- 家庭のため、誰もが気兼ねなく仕事を休むことができる。
- 性別ではなく個人能力で評価されている。
- 男性でも女性でも、急に仕事を休んでもフォローできる体制となっている。
- 男女がともに育児休業を利用できる。

【地域、社会においてめざす姿】

- 自治会の役員等について性別による偏りが無くなっている。
- 老若男女が地域の様々な行事に参加している。交流が盛んに行われている。

【学校においてめざす姿】

- 学校と地域の交流が活発に行われている。

⇒男女共同参画社会の実現に向けた課題や課題解決に向けた取り組み

【家庭】

- 男女が互いの役割を理解し、思いやることが必要→家庭内の役割を1日入れ替えてみる。コミュニケーションをとる時間を積極的につくる。

【働く場】

- 家庭と仕事を両立させる→フレックスタイムの導入を促進する。男性の育児休業取得を義務化する。

【地域、社会】

- お互いを尊重する気持ちを育てる→「一日一営運動」の実施。
- 効果的な情報提供が必要→講座を開催、その内容を自宅で話題にしてもらう。市民一人ひとりの男女共同参画の実践事例を紹介する

【学校】

- 男女の違いを理解し、思いやることが必要→男女で分けられていた係を入れ替え、互いの違いや大変さを知る機会にする。

エ. ワークショップから出た意見

「男女の違いはある」

男女には違いがあり、それぞれ持つ個性や特性がある。「平等」と言われると男女の違いまで否定して、全て均等に役割を分担するようなイメージに捉えることもできる。

「互いを思いやる」

男女の違いを否定するのではなく、違いを認めた上で、相手を思いやることが重要である。

「コミュニケーションが大事」

相手を理解し、思いやるためにも日々のコミュニケーションがとても重要になってくる。共通のテーマでワークショップを行った結果、男女の考えや認識の違いを実感することができた。相手はこう考えているだろう（感じているだろう）、分かっているだろう、ではなく話し合うことが重要である。

「平等からきょうどう（共同・協同・協働）へ」

男女の違いを互いに認め合いながら、思いやり、支え合う社会を具体的にすすめていく場合、男女が「平等」に活動するということよりも、男女が「きょうどう（共同・協同・協働）」した活動という方がより理解しやすく、周知が図れるだろう。

※ここでいう「平等」は、ワークショップにおいて話し合いの中で使われたもので「同じように分担する」という意味で使用しています。

5. 第2次計画策定に向けた視点

上位関連計画の内容、沖縄市男女共同参画推進条例、沖縄市男女共同参画懇話会からの提言、計画の取り組み状況並びに市民からの意見等を踏まえて第2次計画策定に向けた視点を次のようにまとめます。

視点1：全ての市民が暮らしやすい社会づくりへ

本市では平成4年度に「沖縄市女性行動計画～女性きらめきプラン～」を策定し、当初の計画では、主に女性問題の解決や女性の地位向上に施策が中心となっていました。これが平成11年の男女共同参画社会基本法によって、女性問題の解決だけでなく、男性も含めすべての人々が固定的な性別役割分担にとらわれることのない社会が強く求められるようになってきました。

男女共同参画社会は、女性のためだけでなく、男性やこども、様々な困難な状況に置かれている人々を含め、全ての人があらゆる場面で活躍でき、全ての人が暮らしやすい社会のことです。第2次計画では、全ての市民が暮らしやすい社会づくりへ向けた計画であることを、改めて明確にしていく必要があります。

視点2：効果的な意識啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、社会制度やサービス等の充実とともに、一人ひとりの意識をどのように変えていくことができるかが極めて重要だと考えます。意識調査にもとづく市民意識や市民ワークショップ等の結果をもとに効果的な意識啓発の方法を検討します。

視点3：対象を明確にした施策の展開

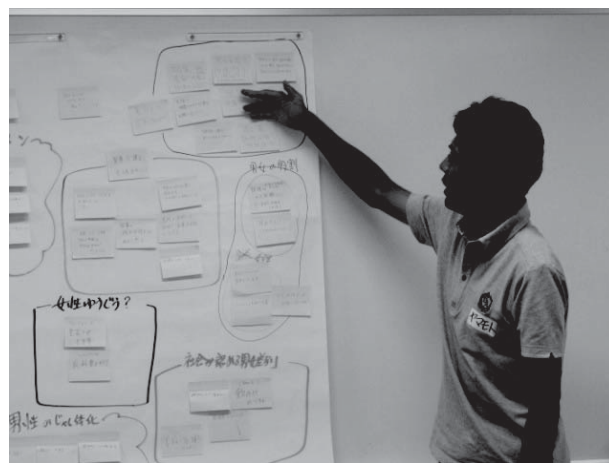
計画の実行性を高めるためには、誰に対して、誰が、いつ、どう働きかけるのか（取り組む主体同士がどう連携するのか）を明確にする必要があります。できる限り対象を明確にするよう施策の構成等に配慮します。

視点4：計画の推進および進捗管理体制の充実

計画で位置づけた施策を着実に推進していくためには、目的意識の共有を図り、男女共同参画の視点を持ち、関係各課が担当する業務並び事業等に取り組むことが不可欠です。また沖縄市男女共同参画推進条例第11条において男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表が義務付けられており、計画の推進および進捗管理体制の充実が必要となります。

視点5：地域との連携

視点2に掲げた効果的な意識啓発を進めるためには、情報発信の充実や男女共同参画を学ぶことのできる環境の充実等が求められます。市民が男女共同参画について考える「きっかけ」を増やしていくため、地域との連携を強化します。



男女共同参画ワークショップの様子

第1章 計画の体系



1. 基本理念

沖縄市では、行政、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいくため、平成23年12月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。

本条例にもとづき、次の内容を計画の基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

沖縄市男女共同参画推進条例 前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担う子どもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

2. 行政、市民、教育関係者、事業者等の責務

「沖縄市男女共同参画推進条例」にもとづき、行政、市民、教育関係者、事業者等の責務をまとめます。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3. 基本目標

計画の基本理念を踏まえながら、男女共同参画社会の実現を目指すため、具体的取り組みの骨格となる4つの基本目標を定めます。

(1) 男女共同参画意識の確立

男女共同参画社会の実現には、行政、市民、教育関係者、事業者など一人ひとりが、その必要性を認識することが極めて重要です。少子高齢化の進展、家族形態および就労形態の多様化など社会経済情勢が変化していくなか、従来のように性別で役割を固定し続けることは困難な状況を迎えています。

今回実施した意識調査の結果から平成10年調査時点よりも共働き世帯の割合の上昇がみられます。共働きが増えているにも関わらず、家事に関しては女性が主体となっているのが現状であり、本市においても固定的な性別役割分担意識が残っている状況が伺えます。

行政、市民、教育関係者、事業者等が連携し、こどもから大人まで、市民一人ひとりの男女共同参画意識の確立を目指します。

(2) 家庭における男女共同参画の実現

家庭は、人間が形成する社会の最小単位であり、日常生活の中心となるのが市民一人ひとりの「家庭」です。男女共同参画意識を確立するうえで、最も効果的なのは幼少期からの教育であると考えます。こどもは家庭生活や地域交流、学校での生活などを通じて協調性、自立心などを育てていきます。一人ひとりの違いを理解し、自己と他者を思いやる心を育てることは、「男女共同参画を当たり前」のこととして認識し、行動できる市民を増やすことにつながると考えます。

行政や教育関係者、事業者と連携しながら、親を通じたこどもへの意識啓発だけでなく、こどもを通して親世代、祖父母世代に対する意識啓発を進めるなど、社会の最小単位である家庭における男女共同参画の実現を目指します。

（３）職場における男女共同参画の実現

職場は、個人生活を支えるための収入を得る場であり、人生の生きがいとしても重要な場であります。男女共同参画社会を考える上で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康を維持し、趣味や学習、地域活動等への参加を通じた自己実現を可能にし、家族が安心して暮らしていくうえで重要なキーワードとなります。

少子高齢化など社会的変化を見据えながら、職場における男女共同参画の実現を目指します。

（４）地域、社会全体における男女共同参画の実現

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を実現する上で不可欠です。厳しい経済情勢に加え、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化、単身世帯や共働き世帯の増加など、社会が変化していく中において、地域づくり等において男女がともに関わっていくことが求められます。

市民意識調査によると、社会通念・慣習・しきたりで7割以上、政治や意思決定の場で半数以上の方が「男性の方が優遇されている」と感じています。

地域活動における男女共同参画を進めるとともに、社会全体の政策などの方針決定等において、男女の視点を反映させること、さらに各種サービスの充実等を含め、地域、社会全体における男女共同参画の実現を目指します。

4. 計画の体系

基本目標	施策の方向性	具体的施策
1. 男女共同参画意識の確立	(1) 男女共同参画意識の啓発	①効果的な広報・啓発の推進
		②沖縄市男女共同参画推進条例の周知
	(2) 社会制度・慣習等の見直し	①ジェンダーの視点の普及啓発
		②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査
	(3) 男女の人権の尊重	①市民一人ひとりの人権意識の高揚
		②人権に関する相談体制等の充実
		③DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶
	(4) 男性・子どもに向けた意識啓発	①男性に対する意識啓発の推進
		②子どもに対する意識啓発の充実
2. 家庭における男女共同参画の実現	(1) 家庭における男女共同参画の推進	①家庭生活における男女共同参画意識の啓発
		②男女がともに育児、介護を支える家庭環境の実現
	(2) 生活上の困難を有する市民への支援	①ひとり親家庭等に対する自立支援
3. 職場における男女共同参画の実現	(1) 多様な働き方に対する支援	①多様な働き方に対する支援
		②起業家等に対する支援
		③相談対応の充実
	(2) 就労環境の改善に向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進
		②男女雇用機会均等法等の周知徹底
		③研修および相談窓口等の活用促進
		④セクシュアルハラスメント対策の充実
	(3) 農業、漁業における男女共同参画の推進	①家族経営協定の普及啓発
4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現	(1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進	①審議会、委員会等への女性委員の登用
		②女性の管理職への登用
	(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の基盤づくり
		②地域の活動における男女共同参画の推進
	(3) 男女の生涯を通じた健康づくり	①健康づくりへの支援
		②性教育等の充実
		③自殺予防対策
	(4) 保健福祉サービス等の充実	①保健福祉サービス等の充実
	(5) 高齢者、障がい者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備	①誰もが安心して暮らせる環境整備
	(6) 防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立
	(7) 国際社会との協調	①国際協力・文化交流の推進



沖縄市女性団体連絡協議会の活動風景

第2章 具体的な取り組み



1. 男女共同参画意識の確立

【沖縄市でめざすべき姿】

- 男女が、それぞれの性格や特性等の違いを認め合いながら、自然に支え合える意識が育っています。
- 市民にジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）が浸透しています。

（1）男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現は、行政を含め市民、教育関係者、事業者など、沖縄市に住む市民一人ひとりの意識をどれだけ高められるかが最も重要です。また誰に対して、何を、いつ伝えていくのかも大切です。

意識啓発は、できるだけ若い世代に対して行う方が高い効果が期待できます。その際には、特定のライフステージのみに対象を絞るのではなく、取り組みの波及効果を高めるため、幅広い年齢層を巻き込んでいくことを念頭におくことも必要だと考えます。

例えば、妊娠および出産は、こどもの将来の成長を考えるきっかけとなります。性別ではなくこどもの個性を大事にするという男女共同参画の視点を伝えることで、効果的な意識啓発が展開できます。

学校において、人権教育や男女平等教育が充実しても、家庭で保護者や祖父母が無関心のままでは、こどもの持つ可能性を制限しないとも限りません。

意識啓発の対象者を明確にしつつ、効果的なアプローチの時期がいつなのか、どのように意識啓発を展開するのがより効果的か検討しながら意識啓発を推進します。

①効果的な広報・啓発の推進

第2次計画は、男女の違いを無視した画一的な平等を求めるものではありません。

男女が互いの違いや特性、得手不得手などを認めた上で、互いを尊重し支え合い、一人ひとりが可能性を伸ばし、生き活きと生活できる社会をめざしていききたいと考えています。

一般的な「男らしさ」や「女らしさ」、男性像や女性像といったジェンダー（社会的文化的に形成された性別）は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。しかしジェンダー（社会的文化的に形成された性別）が差別や偏見、性別による固定的役割分担など、男女共同参画社会の形成を阻害することにつながる場合があります。

男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる生活の場面でジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）を持つことが必要だと考えます。

家庭や職場、地域等において、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）を広め、めざすべき方向性をしっかり共有しながら、市民一人ひとりが、また各家庭や職場、地域がそれぞれにあった男女共同参画のあり方を探っていけるような、効果的な広報・啓発を推進していきます。

ア. 多様な媒体を活用した情報発信の充実

意識調査の回収率（市民意識調査は21.5%）の低さ、また質問に対する回答から、市民が「男女共同参画」を普段意識すること、もしくは身近で話題になることは極めて少ない状況であることが伺えます。今後は、できるだけ多くの市民に、男女共同参画というキーワードが「目に留まる」、または「耳にする」機会を増やしていくことが必要だと考えます。

ホームページや広報、啓発紙「きらめき」、パネル展などの従来のツールを活用する場合においても、対象に応じて、身近で興味を引くようなテーマ設定や分かりやすい情報提供に努めていきます。

（ア）性別やライフステージに応じた啓発の充実【平和・男女共同課】

（イ）「広報おきなわ」、ラジオ広報による周知【秘書広報課】

（ウ）啓発紙「きらめき」の発行【平和・男女共同課】

（エ）男女共同参画週間における啓発活動の充実【平和・男女共同課】

（オ）きらめきフェスタの開催【平和・男女共同課】

（カ）市民、学校や事業所等の男女共同参画に関する実践事例の募集と紹介【平和・男女共同課】

イ. 地域との連携強化

市民が「男女共同参画」を意識する、またはキーワード等に触れる機会を増やしていくため、ホームページや広報などの情報媒体を通じての情報だけでなく、地域のネットワークを通じた情報提供、地域と連携した講座の開催等に取り組みます。

- (ア) 自治会等と連携した啓発活動の推進【市民生活課】
- (イ) 婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進【生涯学習課】
- (ウ) 男女共同参画センターの機能の充実【平和・男女共同課】
- (エ) スーパー、コンビニ等と連携した情報提供【平和・男女共同課】

ウ. 行政における男女共同参画意識の高揚

男女共同参画の推進は、行政の様々な分野において、男女共同参画の視点を普及させていかなければなりません。市役所職員意識調査の結果から、「男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」および「沖縄市男女共同参画推進条例」について「おおよそ内容を知っている」と回答した職員の割合は約5%と低い状況です。また日常業務で「男女共同参画」を意識している職員は、全職員の2割にとどまっています。

行政の日常業務において男女共同参画意識の高揚を図るべく、各課業務におけるジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及、そのための講座の開催等に努めます。

- (ア) 男女共同参画講座の開催【平和・男女共同課、人事課】
- (イ) 各課業務におけるジェンダーの視点の普及【平和・男女共同課】

②沖縄市男女共同参画推進条例の周知

本市では、こどもから大人まで男女共同参画についての理解を深め、行政、市民、教育関係者、事業者等が協力し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むため、平成23年12月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。

ア. 沖縄市男女共同参画推進条例の周知【平和・男女共同課】

自治会等の地域、教育関係者、事業者等と連携し、沖縄市男女共同参画センターを積極的に活用しながら沖縄市男女共同参画推進条例を周知していきます。

（２）社会制度・慣習等の見直し

社会制度や慣習等については、それぞれの目的や経緯を持って形成されたものです。例えば育児休業では、「平成 23 年度雇用均等基本調査（厚生労働省）」における育児休業取得率が女性の 87.8%に対して、男性は 2.63%となっており、性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどにより、中立に機能しない場合があります。

市民意識調査においても、「社会通念・慣習・しきたり」については、男性が優遇されているという回答が、男性 75.8%、女性で 82.2%と高くなっており、男女平等ではないとの意識が示されています。

ただし、本市で受け継がれてきたエイサーやトートーメーなど伝統文化における男女の役割やこどもの祝い事（鯉のぼり、雛祭り）のような慣行の中立化を求めるのではなく、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及により、市民および地域が制度や慣習等を考える機会の充実を進めていきます。

①ジェンダーの視点の普及啓発

社会制度・慣習等の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。市民が生活のなかで感じる不満や負担感などが、性別による固定的な役割分担が原因となっていないか等、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及啓発に努めます。

ア．ジェンダーの視点の普及啓発【平和・男女共同課】

②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査

国において実施を予定している「政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（男女共同参画影響調査）」を活用し、社会制度等が男女共同参画へ及ぼす影響について、市民への情報提供を行います。また国の調査結果を踏まえ、市の調査実施が必要となるか検討を行います。

ア．「男女共同参画影響調査」にもとづく情報提供【平和・男女共同課】

(3) 男女の人権の尊重

国の第3次男女共同参画基本計画の基本的な方針で目指すべきものとして、「**男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会**」と示されるように、人権の尊重は、男女共同参画を考える上でも基礎となるものです。

一方の性に負担や不利益が偏っていないか、差別になっていないか意識すること、また過重な負担が生じている場合に、それを解消していくことは、一人ひとりの人権を守ることに繋がります。

性別や年齢、国籍、障がいの有無等を理由に差別されることがないように、人権擁護並びに人権尊重意識の啓発を進めます。

①市民一人ひとりの人権意識の高揚

市民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、さらに各人が自らに保障された法律上の権利や、侵害を受けた場合の対応等についての知識を得られるよう支援していきます。

ア. 人権に関する教育の充実

家庭、地域、学校等の様々な機会を通じて、人権意識の啓発を進めます。

(ア) 学校における人権教育の推進【指導課】

(イ) 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進【指導課】

(ウ) 人権擁護委員の活動を通じた意識啓発の推進【平和・男女共同課】

②人権に関する相談体制等の充実

人権に関する相談体制や人権が侵害された場合の支援体制の拡充を図ります。

ア. 人権に関する相談体制の充実

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が人間として明るく生き活きと暮らしていけるよう、人権に対する相談体制の充実を図ります。

(ア) 人権困りごと相談所における相談対応【平和・男女共同課】

(イ) 地域と連携した相談体制の充実【平和・男女共同課】

イ. 人権に関する各種制度等の周知と活用促進

子どもの権利、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に関する周知および制度の活用を促進していきます。

(ア) 子どもの権利の周知【こども企画課】

(イ) 認知症高齢者の権利擁護の推進【高齢福祉課】

(ウ) 障がい者の権利擁護の推進【障がい福祉課】

③DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶

DV等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき重要な課題です。またインターネットや携帯電話の普及により、個人の誹謗中傷など暴力は多様化してきており、これらの形態への対応も求められてきています。

DV等あらゆる暴力を根絶するため、社会的な認識を徹底するための広報・啓発、相談および支援体制の充実に取り組んでいきます。

ア. DV・性暴力の防止対策の充実

男性から女性への暴力、また女性からの男性への暴力は、重大な人権侵害です。これらの暴力行為は、互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

DV・性暴力などあらゆる暴力を予防する観点から、幅広い年齢層に対してDV・性暴力などに関する正しい理解を促すための啓発を進め、暴力を容認しない社会風土を醸成していきます。

(ア) パネル展等を活用した啓発の充実【平和・男女共同課】

(イ) DV・デートDV防止を考える講座等の開催【平和・男女共同課】

(ウ) 相談体制の充実【こども相談・健康課】

イ. DV等の被害者の相談、支援体制の充実

DVや性犯罪などは、被害者に被害の自覚がない、または他人に知られることを望まないケースなどもあり、被害が潜在化する恐れもあります。あらゆる暴力被害の潜在化を防止するため、地域と連携したあらゆる暴力を見逃さない地域づくり、相談しやすい体制、適切な機関へ迅速につなぐ支援体制を充実します。

(ア) DV等あらゆる暴力を見逃さない地域づくり【平和・男女共同課】

(イ) 専門的な資格を有する相談員の配置【こども相談・健康課】

(ウ) 適切な支援に向けた関係機関等との連携強化【平和・男女共同課】

(エ) 男女共同参画に関する相談員の配置【平和・男女共同課】

（４）男性・こどもに向けた意識啓発

市民意識調査の結果から「男は外で働き、女は家庭を守る」という考えに賛成している割合は、女性（33.7%）より男性（45.6%）の方が高く、ジェンダー（社会的文化的に形成された性別）にもとづく固定的な性別役割分担意識は男性に強く残っている状況が伺えます。また中高生意識調査の結果から、回答者の約半数が「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われると回答しています。

また国においては、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより認識が広まらず、意識改革等につながらなかったことを反省点としてあげ、第3次基本計画においては男性、こどもにとっての男女共同参画が視点として位置づけられています。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会のことであり、女性にとってだけでなく、男性やこどもにとっても、より暮らしやすい社会を意味しています。

男女共同参画社会の実現に向け、男性およびこどもに対する意識啓発を推進します。

①男性に対する意識啓発の推進

男性への意識啓発にあたっては、男女共同参画を考えるタイミングにあわせることで、より効果的な展開が図れると考えます。青年会活動を行う時期、就労の開始や結婚する時期、出産や育児、PTA 活動等を行う時期、自治会や老人会活動を行う時期などのタイミングを捉えて意識啓発を推進します。

ア．地域と連携した意識啓発の推進

男性に対する効果的な意識啓発を進めるため、男性のライフステージにあわせて、青年会やPTA、自治会や老人会など、地域と連携し取り組んでいきます。

（ア）青年会と連携した意識啓発（異性への思いやり等）の推進【生涯学習課】

（イ）職場やPTA と連携した意識啓発（働き方の見直し等）の推進【指導課、生涯学習課】

（ウ）自治会や老人会等と連携した意識啓発（男性の生活自立、介護への参加等）の推進【市民生活課、高齢福祉課】

②こどもに対する意識啓発の充実

市民意識調査から、男女ともに少なからず固定的な性別役割分担意識が残っていることが伺えます。周りから（大人から）ジェンダー（「男らしさ・女らしさ」など社会的文化的に形成された性別）を強制されることで、こどもの個性や可能性が制限されることがないように、こどもに対する意識啓発の充実を図ります。

ア. 保育・教育の充実

次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮しながら育ち、将来を見通した自己形成を促す教育の充実を図ります。

(ア) 一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【保育・幼稚園課、指導課】

(イ) キャリア教育の推進【指導課】

(ウ) 男女混合名簿の導入【保育・幼稚園課、指導課】

(エ) 教職員に対する情報提供の充実【指導課】

(オ) 市内の学校等における啓発の充実【平和・男女共同課】



各課の具体的な取り組み一覧

1. 男女共同参画意識の確立

(1) 男女共同参画意識の啓発

①効果的な広報・啓発の推進

ア. 多様な媒体を活用した情報発信の充実

(ア) 性別やライフステージに応じた啓発の充実

【平和・男女共同課】

多様な媒体の活用並びに団体等と連携し、年齢や性別に応じた効果的な啓発を行う。
指標：男(女)だから〇〇しなさいと言われる割合(※「よく言われる」、「ときどき言われる」の合計)

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
中学生	男子58.4%					男子53%	男子47%
	女子60.8%					女子55%	女子49%
高校生	男子48.4%					男子44%	男子39%
	女子63.4%					女子57%	女子51%

(イ)「広報おきなわ」、ラジオ広報による周知

【秘書広報課】

・市民を一人ずつ取り上げて紹介する「今月の人」のコーナーで、性別に偏りなく、また年齢も幅広く紹介する。
・男女共同参画のイベントの様子などを掲載し周知を図る。
・人権擁護委員による小学生への人権教室の様子などを掲載し人権について周知を図る。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)啓発紙「きらめき」の発行

【平和・男女共同課】

年2回発行、全世帯へ配布。
男女共同参画に関する情報や、取り組み状況などについて周知する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年2回発行		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ)男女共同参画週間における啓発活動の充実

【平和・男女共同課】

市役所、男女共同参画センター等で男女共同参画週間パネル展を開催する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(オ)きらめきフェスタの開催

【平和・男女共同課】

年1回、市・女性団体連絡協議会の主催で、市民へ男女共同参画の理念の周知・啓発を図るため、講演会等を開催する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年1回		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(カ) 市民、学校や事業所等の男女共同参画に関する実践事例の募集と紹介 【平和・男女共同課】

男女共同参画に関する実践事例の募集し啓発紙等で紹介する。

指標：男女共同参画に関する実践事例の紹介数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件

イ. 地域との連携強化

(ア) 自治会等と連携した啓発活動の推進 【市民生活課】

各ボランティア関係団体における男女共同参画活動への支援等を行う。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進 【生涯学習課】

男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 男女共同参画センターの機能の充実 【平和・男女共同課】

計画推進の拠点として沖縄市男女共同参画センター機能の充実を図る。

指標：男女共同参画センターの利用者数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
2,732人	3,000人	3,200人	3,400人	3,600人	3,800人	4,000人

(エ) スーパー、コンビニ等と連携した情報提供 【平和・男女共同課】

男女共同参画に関する啓発事業等の広報活動の協力依頼、また、場所を提供してもらい、パネル展等の開催を検討する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

ウ. 行政における男女共同参画意識の高揚

(ア) 男女共同参画講座の開催 【平和・男女共同課】

職員等を対象とした男女共同参画講座を開催する。

指標：職員等を対象にした男女共同参画に関する講座等の開催数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	年2回	年2回	年2回 (人事課へ移行検討)	年2回 (人事課へ移行調整)	人事課へ移行	人事課へ移行

【(ア)男女共同参画講座の開催】						【人事課】
新採用研修等を活用した男女共同参画講座を開催する。 指標：職員等を対象にした男女共同参画に関する講座等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年0回	1回	1回	1回	1回	1回	1回 ※開催数については、毎年度検討

【(イ)各課業務におけるジェンダーの視点の普及】						【平和・男女共同課】
各課の業務において、男女共同参画の視点を活かせるよう支援する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

②沖縄市男女共同参画推進条例の周知

【ア. 沖縄市男女共同参画推進条例の周知】						【平和・男女共同課】
パネル展や啓発紙等を活用した周知を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(2) 社会制度・慣習等の見直し

①ジェンダーの視点の普及啓発

【ア. ジェンダーの視点の普及啓発】						【平和・男女共同課】
市民に対して広くジェンダーの視点の普及啓発を行う。 指標：社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等」という割合						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
男性18.1% 女性10.4%					男性27% 女性18%	男性40% 女性32%

②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査

【ア. 「男女共同参画影響調査」にもとづく情報提供】						【平和・男女共同課】
国の動向を確認し、情報があれば適宜提供することにより、男女共同参画の周知につなげる。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	未定

(3) 男女の人権の尊重

①市民一人ひとり人権意識の高揚

ア. 人権に関する教育の充実						
(ア) 学校における人権教育の推進						【指導課】
「人権教育」の学校経営計画へ位置づけを行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進						
						【指導課】
教員を対象にした男女共同参画講座(人権)等を開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(ウ) 人権擁護委員の活動を通じた意識啓発の推進						
						【平和・男女共同課】
人権擁護委員の活動を通じた意識啓発を推進する。市内すべての小中学校で人権教室を実施できるよう周知を図る。 指標：人権擁護委員による人権教室の実施回数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
59回(H23年度実績)	62回程度	64回程度	66回程度	68回程度	70回程度	70回程度

②人権に関する相談体制等の充実

ア. 人権に関する相談体制の充実						
(ア) 人権困りごと相談所における相談対応						【平和・男女共同課】
人権困りごと相談所において相談対応を行う。 指標：人権困りごと相談所開催回数、人権困りごと相談件数						
現状(H23年度実績)	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年11回 14件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件

(イ) 地域と連携した相談体制の充実						
						【平和・男女共同課】
人権擁護委員および法務局等の連携による相談対応に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 人権に関する各種制度等の周知と活用促進						
(ア) 子どもの権利の周知						【こども企画課】
こどものまち推進アクションプログラムの推進を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 認知症高齢者の権利擁護の推進 【高齢福祉課】						
高齢者の権利擁護に関する相談・支援を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 障がい者の権利擁護の推進 【障がい福祉課】						
成年後見制度の周知及び利用促進を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

③ DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶

ア. DV・性暴力の防止対策の充実						
(ア) パネル展等を活用した啓発の充実 【平和・男女共同課】						
パネル展等を活用し、DV・性暴力の防止に向けた啓発を行う。 指標：DV防止等に関するパネル展等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回 (「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展)	2回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)

(イ) DV・デートDV防止を考える講座等の開催 【平和・男女共同課】						
DV・デートDV防止に向けた講座等を開催する。 指標：DV・デートDV防止に関する講座等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	1回	2回 (学校での開催も検討)	2回 (学校での開催も検討)	2回 (学校での開催も検討)	3回 (学校での開催も検討)	5回 (学校での開催も検討)

(ウ) 相談体制の充実 【こども相談・健康課】						
専門的な資格を有する相談員を配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. DV等の被害者の相談、支援体制の充実						
(ア) DV等あらゆる暴力を見逃さない地域づくり 【平和・男女共同課】						
パネル展や啓発紙等を活用しDV、デートDV防止の周知・啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 専門的な資格を有する相談員の配置 【こども相談・健康課】						
専門的な資格を有する相談員を配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 適切な支援に向けた関係機関等との連携強化 【平和・男女共同課】						
男女共同参画センター相談員も活用しながら、こども相談・健康課など関係課との連携を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ) 男女共同参画に関する相談員の配置 【平和・男女共同課】						
男女共同参画に関する相談に対応する相談員を、男女共同参画センターへ配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
第2・4水曜日1名配置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(4) 男性・こどもに向けた意識啓発

① 男性に対する意識啓発の推進

ア. 地域と連携した意識啓発の推進						
(ア) 青年会と連携した意識啓発(異性への思いやり等)の推進 【生涯学習課】						
男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 職場やPTAと連携した意識啓発(働き方の見直し等)の推進 【指導課】						
講演会やPTA研修等を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 職場やPTAと連携した意識啓発(働き方の見直し等)の推進 【生涯学習課】						
男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 自治会や老人会等と連携した意識啓発(男性の生活自立、介護への参加等)の推進 【市民生活課】						
市民相談や消費生活相談を通して、トラブル等の未然防止に向けた情報提供及び助言並びに各地域での啓発活動等を実施する中で、相談者の今後における生活基盤等を確立支援する為、各関係部署との連携を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)自治会や老人会等と連携した意識啓発(男性の生活自立、介護への参加等)の推進【高齢福祉課】						
自治会や老人クラブ等と連携しながら介護予防事業(各種教室)を展開し、介護への意識啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

②こどもに対する意識啓発の充実

ア. 保育・教育の充実						
(ア)一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【保育・幼稚園課】						
互いの良いところを認め合う保育、認め合える仲間づくりに努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【指導課】						
いじめ防止に関する取り組みに努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

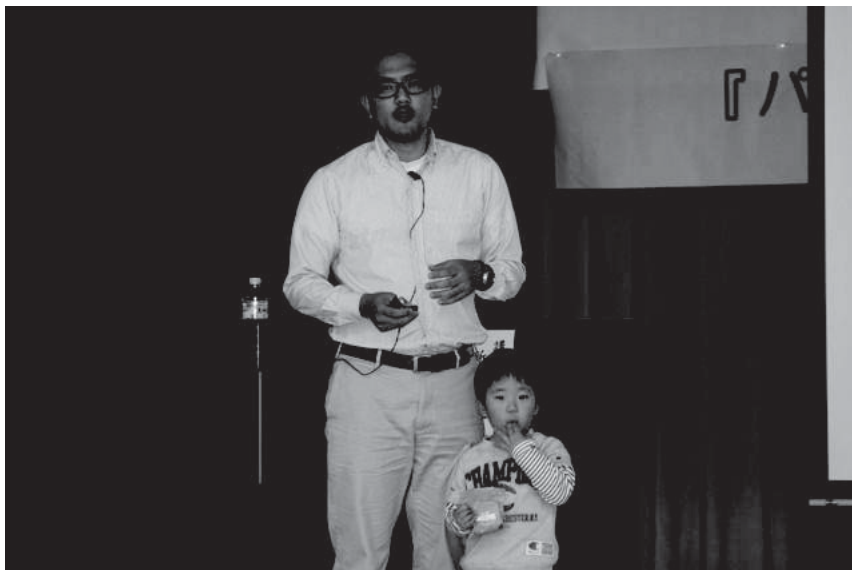
(イ)キャリア教育の推進【指導課】						
高校進学率の向上、職場見学、職場体験を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)男女混合名簿の導入【保育・幼稚園課】						
幼稚園では男女混合にすぐ変更できる名簿から導入をすすめる。課題等あれば対応を検討する。 指標：保育園・幼稚園における実施数及び実施率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
公立保育所 10園 実施率 100%	8園 100%	6園 100%	5園 100%	5園 100%	5園 100%	8園 104%
公立幼稚園 16園 (うち2年保育実施園7園) ・4歳児 0園0% ・5歳児 0園0%	公立幼稚園教諭への啓発	・4歳児 7園100% ・5歳児 0園0%	・4歳児 7園100% ・5歳児 7園44%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%

(ウ)男女混合名簿の導入【指導課】						
男女混合名簿の導入についての啓発に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	啓発実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ)教職員に対する情報提供の充実						【指導課】
学習指導、生徒指導の方針への「保育・教育の充実」を位置づける。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(オ)市内の学校等における啓発の充実						【平和・男女共同課】
学校等での男女共同参画の講座やパネル展等の開催検討及び実施に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施



2. 家庭における男女共同参画の実現

【沖縄市でめざすべき姿】

- 家庭内に日々の会話があり、コミュニケーションがとれています。
- 家族全員が、それぞれの立場で家事や育児、介護等の役割を分担しています。
- 性別にとらわれず、一人ひとりのこどもの個性が伸びる家庭生活が営まれています。
- こどもは、家庭内の役割を与えられることにより、将来の自立に向けた生きる力を育んでいます。

（１）家庭における男女共同参画の推進

家庭は、人が成長する上で、特にこどもにとっては人格を形成する上で、非常に大きな役割を担っています。家庭において父親や母親、同居する祖父母等に男女共同参画の視点が備わり、それが家庭内の役割分担等において実践されている場合、男女共同参画をこどもは当たり前のこととして学ぶことができます。

しかし意識調査にもとづく家庭内の役割分担では、回答者の44.0%が共働きであるにも関わらず、炊事や洗濯、掃除で7割以上、介護やこどもの世話、こどもの行事への参加等についても5割以上は女性が主となっている（または全部女性が担っている）と回答しています。それが家庭における役割分担（家事や育児、介護など）について、納得しているという回答割合の男性（78.6%）と女性（47.6%）の差となって表れていると考えられます。

家庭内で、性別によって役割分担が固定化されていれば、こどもはそれを当たり前と認識する可能性があります。これら一度定着した意識を変えていくことは容易ではありません。

思いやりと支え合いの心を持ったこどもを育み、またこどもを通してジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）を普及するためにも家庭における男女共同参画を推進します。

①家庭生活における男女共同参画意識の啓発

人は性別に関わらず、それぞれ得意なもの苦手なものがあります。そして家庭ごとに就労や就学の状況、生活のリズム、価値観などが異なります。そのような状況の中、全ての家庭で一人ひとりが納得する役割分担のあり方というものを示すことはできません。

ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）に立って、それぞれの家庭にあった

男女共同参画を推進するため意識啓発を図ります。

ア. 家庭生活の役割分担に向けた講座等の開催

各家庭に応じた家庭内の役割分担をすすめていくため、男女共同参画講座等を開催します。結婚して新たに家庭を築く際、妊娠、出産、育児、こどもの教育、就労、親の介護など、家族として歩んでいく中で起きる様々な出来事を示した「ビギニングノート」を婚姻届の提出や転入手続きの際に配布し、それぞれの思いを記入してもらい長い人生でお互いの気持ちを確認することに役立ててもらいます。

(ア) 男女共同参画講座の開催【平和・男女共同課】

(イ) 親子料理教室の開催【農林水産課】

(ウ) 「ビギニングノート」の作成と配布【平和・男女共同課】

イ. 家庭での男女共同参画を促す仕組みづくり

男女共同参画について意識する時間を増やすには、生活範囲のあらゆる場面でPRする工夫が必要になります。互いの苦労を理解するための家庭内での役割を交換するなど、家庭での男女共同参画を促す仕組みづくりに取り組みます。

(ア) 家庭内の男女の役割交換DAYの推奨【平和・男女共同課】

②男女がともに育児、介護を支える家庭環境の実現

市民意識調査の結果から、育児や介護については、女性が中心となっている状況が伺えます。今後は家庭内において、男女がともに育児、介護を支えていけるよう意識づくりを推進します。

ア. 男女がともに育児を支える意識づくり

幼児父母学級や家庭教育学級においては、男性も参加しやすい日時の設定を検討します。また父親を含め家族で参加しやすい授業参観等を通じた意識づくりに努めます。

(ア) 幼児父母学級、家庭教育学級の開催【中央公民館】

(イ) ファミリー参観（土日の授業参観）の実施【指導課】

イ. 男女がともに介護を支える意識づくり

高齢者など介護を受ける側がどのような介護（希望する介護者等）を望んでいるのか、または男性介護者の実態把握に努めるとともに、女性だけでなく男性の介護参加を促す意識啓発に努めます。

(ア) 家族介護教室の開催【高齢福祉課】

（２）生活上の困難を有する市民への支援

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業形態の変化などにより、貧困など生活上の困難については幅広い層へ広がっていることが指摘されています。相対的貧困率では、ほとんどの年齢層で男性より女性が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯などのひとり親世帯で高いという特徴が示されています。

沖縄市においてもひとり親世帯や高齢者単身世帯は増加傾向で推移しており、生活上の困難を有する市民が増えることも予想されるため、貧困など生活上の困難を有する市民への支援を推進します。

①ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭に対する自立支援を行う際には、母子家庭または父子家庭それぞれのニーズ把握、また若年妊娠・出産等によりこどもの養育に問題を抱えている状況におけるニーズの把握等に努めながら、適切な支援を行うよう努めます。

ア．日常生活支援の充実

関係課と連携した相談対応、母子生活支援施設（レインボーハイツ）を活用した母子の自立支援、ホームヘルパー派遣事業の周知を図るなど、日常生活支援の充実に努めます。

- （ア）相談対応の充実【こども家庭課、こども相談・健康課】
- （イ）母子生活支援施設（レインボーハイツ）の活用【こども家庭課】
- （ウ）ホームヘルパー派遣事業の周知【こども家庭課】
- （エ）母子保健事業の充実【こども相談・健康課】
- （オ）高齢者単身世帯への支援の充実【高齢福祉課】

イ．経済的支援の推進

児童扶養手当の適正支給、母子寡婦福祉資金貸付制度等による経済的支援を推進します。

- （ア）児童扶養手当の支給【こども家庭課】
- （イ）母子寡婦福祉資金貸付制度等の周知【こども家庭課】

ウ．ひとり親家庭への就労支援

就労支援センターやジョブカフェにおける就労支援や相談の充実、ひとり親就労支援事業等を活用した就労支援を推進します。

- （ア）ひとり親就労支援事業の推進【こども家庭課】
- （イ）母子自立支援プログラム策定事業の推進【こども家庭課】
- （ウ）就労相談体制の強化【雇用対策課】

各課の具体的な取り組み一覧

2. 家庭における男女共同参画の実現

(1) 家庭における男女共同参画の推進

①家庭生活における男女共同参画意識の啓発

ア. 家庭生活の役割分担に向けた講座等の開催						
(ア) 男女共同参画講座の開催						【平和・男女共同課】
男女共同参画講座を開催する。 指標: 男女共同参画講座数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
6講座	7講座	8講座	9講座	10講座	10講座	10講座

(イ) 親子料理教室等の開催						
						【農林水産課】
父親参加の周知に努めつつ、男性の教室等への参加を促進する。 指標: 親子料理教室への父親参加率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
10%	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 「ビギニングノート」の作成と配布						
						【平和・男女共同課】
「ビギニングノート」の作成及び配布を行う。 指標: ビギニングノートの配布数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
配布なし	1,500部	1,500部	1,500部	1,500部	1,500部	未定

イ. 家庭での男女共同参画を促す仕組みづくり						
(ア) 家庭内の男女の役割交換DAYの推奨						【平和・男女共同課】
互いに理解すること促すため家庭内の男女の役割交換DAYを推奨する。 指標: 家庭における役割分担に納得している割合(※「納得している」「どちらかといえば納得している」の合計)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
男性78.6% 女性47.6%					男性80% 女性50%	男性82% 女性55%

②男女がともに育児、介護を支える家庭環境の実現

ア. 男女がともに育児を支える意識づくり						
(ア) 幼児父母学級、家庭教育学級の開催						【中央公民館】
幼児父母学級及び家庭教育学級を開催する。 指標: 幼児父母学級、家庭教育学級の開催数及び男性の参加比率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
53回 21%	22%	23%	24%	25%	26%	30%

(イ)ファミリー参観(土日の授業参観)の実施						【指導課】
土日の授業参観を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 男女がともに介護を支える意識づくり

(ア) 家族介護教室の開催

【高齢福祉課】

家族介護教室を開催する。
指標: 家族介護教室の開催数、参加者の男性比率

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
5回 11.8 %	6回 12 %	6回 13 %	6回 14 %	6回 15 %	6回 16 %	6回 20 %

(2) 生活上の困難を有する市民への支援

①ひとり親家庭等に対する自立支援

ア. 日常生活支援の充実

(ア) 相談対応の充実

【こども家庭課】

相談対応を実施する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア) 相談対応の充実

【こども相談・健康課】

相談内容に応じ随時対応する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 母子生活支援施設(レインボーハイツ)の活用

【こども家庭課】

関係課と連携を図りながら、入所を要する母子世帯への自立支援を行う。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) ホームヘルパー派遣事業の周知

【こども家庭課】

ホームヘルパー派遣事業の周知及び情報提供に努める。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第2章 具体的な取り組み
2 家庭における男女共同
参画の実現

(エ) 母子保健事業の充実 【こども相談・健康課】						
若年妊産婦への支援を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(オ) 高齢者単身世帯への支援の充実 【高齢福祉課】						
在宅介護支援センターによる見守り訪問を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
高齢者単身世帯の全世帯訪問	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 経済的支援の推進						
(ア) 児童扶養手当の支給 【こども家庭課】						
児童扶養手当の周知を図り適正支給による支援を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付制度等の周知 【こども家庭課】						
貸付制度の周知や情報提供を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

ウ. ひとり親家庭への就労支援						
(ア) ひとり親就労支援事業の推進 【こども家庭課】						
ひとり親就労支援事業を実施する。 指標：ひとり親就労支援事業利用者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
14人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

(イ) 母子自立支援プログラム策定事業の推進 【こども家庭課】						
母子自立支援プログラム策定事業を実施する。 指標：母子自立支援プログラム策定事業利用者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
6人	13人	20人	27人	35人	42人	50人

(ウ) 就労相談体制の強化 【雇用対策課】						
子育て世代を対象にした相談体制の充実、相談員増員を検討する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

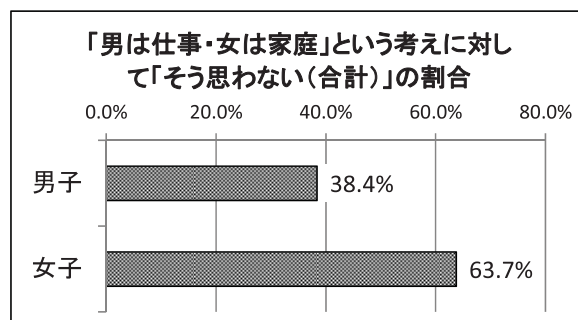
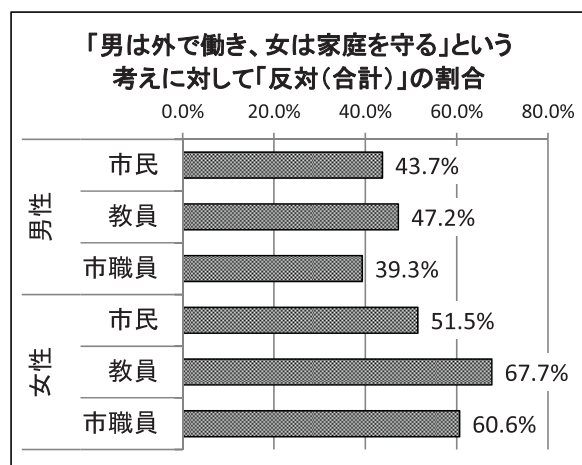
3. 職場における男女共同参画の実現

【沖縄市でめざすべき姿】

- 性別にかかわらず、一人ひとりの意欲や能力に応じて働くことができ、能力で評価される環境が整っています。
- 男性も女性も必要に応じて、育児休業や介護休業等を利用しています。
- ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みが進み、男女が仕事と家庭生活ともに充実した生活を送っています。

(1) 多様な働き方に対する支援

意識調査結果から「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について、反対という回答割合は、男性で約4割、女性では5割以上、また中高生では、そう思わないという回答割合は、男子で約4割、女子で6割強となっており、従来の固定的な役割分担意識は変化してきていると考えられます。



また本市においても少子高齢化は進んでおり、人々の価値観の多様化、ライフスタイルや男女の就業率の変化など、社会は大きな転換期を迎えているといえます。少子化の影響から将来的に生産年齢人口が減少することも予測され、活力ある社会を維持する上でも女性や高齢者が労働力として活躍することが期待されています。

男女が年齢に応じて様々な分野で働くことができる環境、特に女性が結婚や出産後も働き続けることができる環境および意識改革が必要となります。そのため多様な働き方をすすめる意識啓発、育児休業等の制度の普及、再就職や起業家等に対する支援、相談対応の充実を図ります。

①多様な働き方に対する支援

性別にとらわれない多様な働き方を支援していくため、学校においてこどもたちの年齢に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、育児・介護休業法にもとづく制度の周知等による就労環境の改善や再就職支援等に取り組んでいきます。

ア. 学校におけるキャリア教育の充実

1人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう促す教育（キャリア教育）の充実を図ります。

（ア）キャリア教育の推進【指導課】※再掲

イ. 再就職等に向けた支援

育児や介護等を理由に離職した場合、離職期間が長くなるケースも多く、職種によっては仕事を続けるための能力の維持が難しいこともあります。多様な生き方、働き方を支えるためにも再就職に向けた支援の充実を図ります。

（ア）就労支援講座の実施【雇用対策課】

（イ）職業紹介事業の実施【雇用対策課】

②起業家等に対する支援

自分のお店を持ちたいなど、独立・創業を志す市民に対して、実際に独立するにはどうしたらいいのか、企業経営の立て方などに関する講座等を開催し、起業の支援から事業の継続等に関して支援していきます。

ア. 起業家等に対する支援

男女を問わず起業等を目指す市民に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、事業の継続や付加価値の向上等に対する支援を行います。

（ア）人材育成に対する支援【商工振興課】

（イ）経営安定化に対する支援【商工振興課】

③相談対応の充実

一般の方や子育て世代、障がい者等に対して、求職者の就職活動の期間短縮と就職後の職場定着等を目的に専門の相談員による就職活動のサポートを行います。

ア. 相談対応の充実

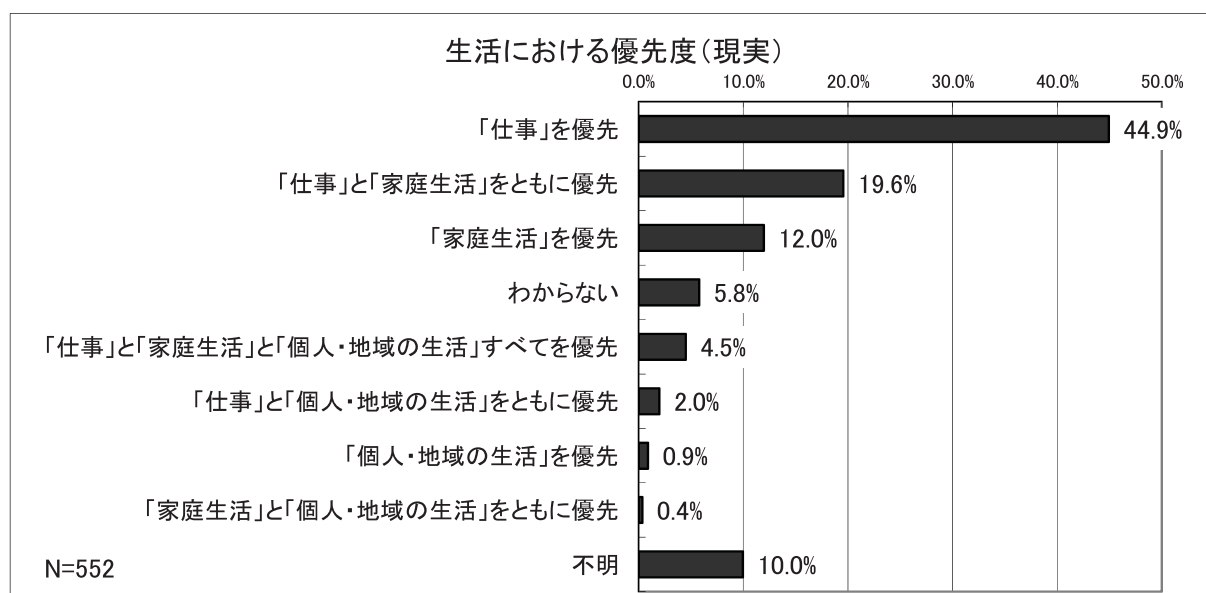
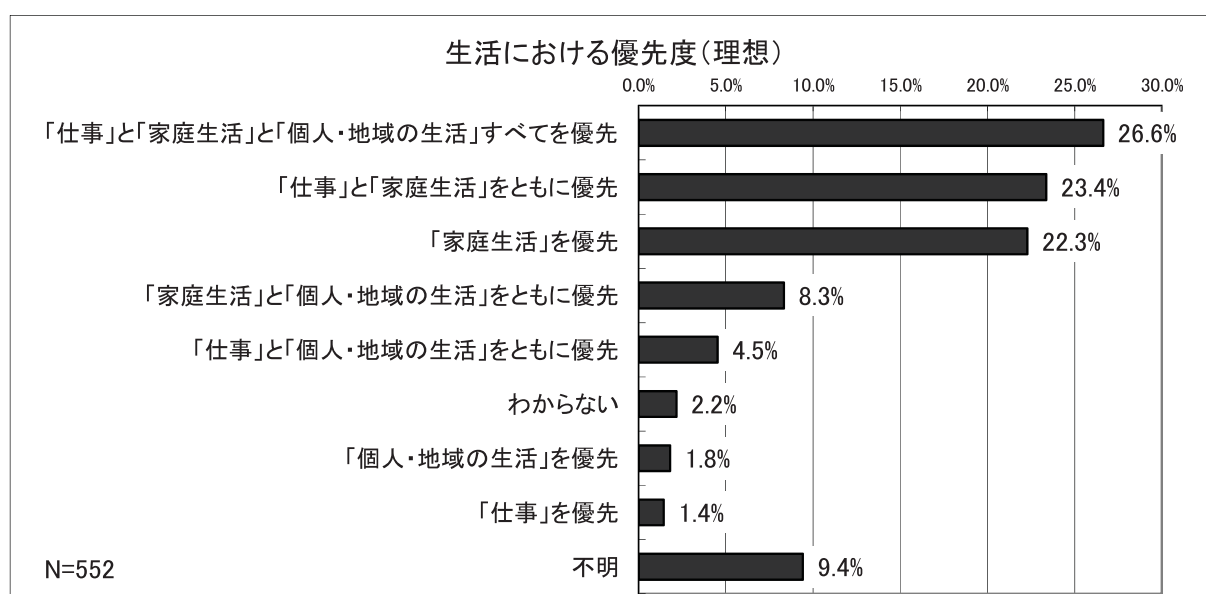
沖縄市就労支援センターおよびジョブカフェにおいて、相談対応、就労および就職活動しやすい環境づくりを支援していきます。

（ア）沖縄市就労支援センターおよびジョブカフェ機能の充実【雇用対策課】

（２）就労環境の改善に向けた支援

今回意識調査では「仕事」、「家庭生活」、「個人・地域生活」のどちらを優先したいか、その理想と現実について伺いました。その結果、理想とする生活の優先度では、共通の質問を実施した全ての意識調査（市民、教員、市役所職員）で、「仕事」と「家庭生活」や全てを優先したいという割合が高く、選択肢のいずれか一つを優先するのではなく、バランスを良くしたいという意識が伺えます。一つの選択肢を選んだ回答で最も高いのは「家庭生活を優先したい」となっていますが、現実の優先度では、全ての意識調査で「仕事」を優先している割合が最も高く、理想と現実のギャップが表れています。

男女がともに健康を維持し、趣味や地域活動等への参加を可能にし、家庭における育児や介護等の充実を図るためにも、就労環境の改善に向けた支援に取り組みます。



①ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた社会とは、市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、また子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会です。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、情報提供の充実や関連制度等の周知、講座の開催等を行います。

ア. ワーク・ライフ・バランスの周知徹底

ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みは、就業者に対する福利厚生のためだけのものではありません。企業にとっては、多様化する価値観や従業員の働き方に対するニーズに柔軟な対応をすることで、社員の意欲や生産性を高めたり、優秀な人材の確保・定着につながることを期待されます。

働く側だけでなく、雇用する側の立場に立った情報提供や制度等の周知徹底に努めます。

（ア）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の周知徹底【雇用対策課、平和・男女共同課】

（イ）沖縄商工会議所等を通じた意識啓発【商工振興課】

（ウ）沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度等の周知徹底【雇用対策課】

イ. ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催

沖縄市男女共同参画センターが中心となって、子育てや就労支援などを含めたワーク・ライフ・バランスに関する各種講座等を開催します。

（ア）ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の充実【平和・男女共同課】

（イ）ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の充実【平和・男女共同課】

②男女雇用機会均等法等の周知徹底

ワーク・ライフ・バランスの推進は、労働力不足対策や少子化対策としてだけでなく、仕事偏重型の男性の生き方の見直し、育児支援や介護支援など、様々な要求に応えるものです。

ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するため、男女雇用機会均等法等の関連法の周知徹底を図ります。

ア. 男女雇用機会均等法等の周知徹底

男女雇用の均等化、長時間労働の抑制、育児・介護と仕事の両立支援の充実に向け、男女雇用機会均等法など関連法の周知徹底、パンフレット等の配布を行います。

（ア）男女雇用機会均等法の周知徹底（男女雇用の均等化）【雇用対策課】

(イ) 労働基準法の周知徹底（長時間労働の抑制）【雇用対策課】

(ウ) 育児・介護休業法の周知徹底（育児・介護と仕事の両立支援）【雇用対策課】

③研修および相談窓口等の活用促進

労働条件の改善や健全な労使関係の発展に向けた相談や就職を希望する女性に対する就業相談等を実施している沖縄県労政・女性就業センターの紹介、就労に向けた講座等の充実を図ります。

ア. 研修等の活用促進

男女の就業支援を行うため、パンフレット等を活用した沖縄県労政・女性就業センターに関する情報提供、スキルアップ講座等の充実を図ります。

(ア) 沖縄県労政・女性就業センターの紹介【雇用対策課】

(イ) 就労支援、スキルアップ等の講座の開催および周知【雇用対策課】

イ. 相談窓口の周知

男女が働きやすい環境整備に向け、賃金や労働時間、出向や配置転換など労働条件等に関する相談機関の紹介を行います。

(ア) 沖縄総合労働相談コーナー等の紹介【雇用対策課】

④セクシュアルハラスメント対策の充実

職場でのセクシュアルハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。また企業にとっても、職場内の秩序の乱れや士気の低下、企業の社会的評価の低下などにつながる問題です。

働く人が能力を十分に発揮することができるようセクシュアルハラスメント対策を促進します。

ア. セクシュアルハラスメント対策の充実

男女雇用機会均等法に基づき、企業に対して職場におけるセクシュアルハラスメント防止、事業主が雇用管理上配慮すべき事項に関する情報提供、相談機関の周知を図ります。

(ア) セクシュアルハラスメント防止に向けた情報提供【雇用対策課】

(イ) 沖縄労働基準監督署など相談機関の周知【雇用対策課】

(ウ) 市職員に対するセクシュアルハラスメント防止規程の周知【人事課】

（３）農業、漁業における男女共同参画の推進

農業や漁業の分野においては、固定的な性別役割分担意識が特に根強いと言われて
います。農漁業に従事している女性は、生産や経営の担い手であるにもかかわらず、
その貢献に対して適正な評価がされなかったり、経営の方針決定等に参画してない状
況が伺えます。また家族経営が多く、生活と就労が密接につながっていることから、
労働時間や休日等が不明確になりがちです。

農業、漁業における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、農
業においては認定農業者制度にもとづく家族経営協定の締結を促進していきます。ま
た、漁業においては家族の役割分担の重要性について意識啓発に努めます。

①家族経営協定等の普及啓発

農業において、女性や家族内の農業従事者が対等なパートナーとして経営等に参画
できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営
協定の締結を促進していきます。

ア．家族経営協定等の普及啓発

認定農業者制度の周知、家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件等につ
いて定めた家族経営協定の締結により制度普及のＰＲを行います。

（ア）認定農業者の育成・確保に向けた取り組みの充実【農林水産課】

（イ）家族経営協定の締結促進【農林水産課】

各課の具体的な取り組み一覧

3. 職場における男女共同参画の実現

(1) 多様な働き方に対する支援

①多様な働き方に対する支援

ア. 学校におけるキャリア教育の充実						
(ア)キャリア教育の推進※再掲						【指導課】
高校進学率の向上、職場見学、職場体験を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 再就職等に向けた支援						
(ア)就労支援講座の実施						【雇用対策課】
資料支援講座を実施する。 指標:就労支援講座の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
9回	10回	11回	12回	12回	12回	12回

(イ)職業紹介事業の実施						
						【雇用対策課】
求人数を増やし、ハローワークとの連携を強化する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

②起業家等に対する支援

ア. 起業家等に対する支援						
(ア)人材育成に対する支援						【商工振興課】
商工会議所との連携による人材育成支援に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)経営安定化に対する支援						
						【商工振興課】
融資に関する相談及び斡旋を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

③相談対応の充実

ア. 相談対応の充実						
(ア) 沖縄市就労支援センターおよびジョブカフェ機能の充実						【雇用対策課】
沖縄市就労支援センター及びジョブカフェ機能の充実を図る。 指標：就労支援センター(利用者数、就職決定者数)、ジョブカフェ(利用者数、就職決定者)						
現状(平成24年11月現在)	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
就労支援センター 利用者数 6,897人 就職決定者数 280人	6,931人 294人	6,965人 308人	7,000人 323人	7,035人 339人	7,070人 355人	7,110人 372人
ジョブカフェ 利用者数 6,228人 就職決定者数 142人	6,260人 150人	6,290人 157人	6,320人 164人	6,350人 172人	6,380人 180人	6,450人 200人

(2) 就労環境の改善に向けた支援

①ワーク・ライフ・バランスの推進

ア. ワーク・ライフ・バランスの周知徹底						
(ア) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の周知徹底						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の周知徹底						
(ア) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の周知徹底						【平和・男女共同課】
パネル展や啓発紙等で、仕事と生活の調和憲章の周知を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 沖縄商工会議所等を通じた意識啓発						
(イ) 沖縄商工会議所等を通じた意識啓発						【商工振興課】
沖縄商工会議所を通じた関連団体、企業への情報提供を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度等の周知徹底						
(ウ) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度等の周知徹底						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催						
(ア) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の充実						【平和・男女共同課】
関係課と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の充実						【平和・男女共同課】
ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の充実を図る。 指標: ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	2回	2回	2回	3回	3回	3回

②男女雇用機会均等法等の周知徹底

ア. 男女雇用機会均等法等の周知徹底						
(ア) 男女雇用機会均等法の周知徹底(男女雇用の均等化)						【雇用対策課】
男女雇用機会均等法の周知に努める。 指標: 職場の中で「男女平等」という割合						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
男性42.3% 女性37.5%					男性45% 女性40%	男性50% 女性45%

(イ) 労働基準法の周知徹底(長時間労働の抑制)						【雇用対策課】
労働基準法の周知に努める。 指標: 「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」すべてを優先している割合						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
44.9%					47%	50%

(ウ) 育児・介護休業法の周知徹底(育児・介護と仕事の両立支援)						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

③研修および相談窓口等の活用促進

ア. 研修等の活用促進						
(ア) 沖縄県労政・女性就業センターの紹介						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 就労支援、スキルアップ等の講座の開催および周知						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 相談窓口の周知						
(ア) 沖縄総合労働相談コーナー等の紹介						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

④セクシュアルハラスメント対策の充実

ア. セクシュアルハラスメント対策の充実						
(ア) セクシュアルハラスメント防止に向けた情報提供						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 沖縄労働基準監督署など相談機関の周知						
						【雇用対策課】
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 市職員に対するセクシュアルハラスメント防止規定の周知						
						【人事課】
職場におけるセクシュアルハラスメントの実態把握と相談窓口の充実等に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(3) 農業、漁業における男女共同参画の推進

①家族経営協定等の普及啓発

ア. 家族経営協定等の普及啓発						
(ア) 認定農業者の育成・確保に向けた取り組みの充実						【農林水産課】
認定農業者の育成・確保に向けた取り組みを充実する。 指標: 認定農業者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
40件	43件	46件	49件	52件	55件	60件

(イ) 家族経営協定の締結促進						
						【農林水産課】
家族経営協定の意義を踏まえつつ、促進する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
9件	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現

【沖縄市でめざすべき姿】

- 誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍しています。
- 審議会や委員会等の委員の男女構成比に、偏りがなくなっています。
- 男女を問わず、地域活動やまちづくり活動へ参加しています。

（１）政策決定・方針決定への男女共同参画の推進

平成 22 年の国勢調査から、本市において女性は、人口の 51.5%、全就業者のうち 44.3% を占め、社会、経済、政治など多くの分野の活動を担っています。本市には、産業、観光、教育、保健、平和、歴史、総合計画の策定など様々な分野の附属機関がありますが、平成 23 年度において、これら委員会や審議会等の委員に占める女性委員の割合は 4 分の 1 以下で、男女比の偏りがみられます。

多様な意思を政治や社会の政策・方針決定に反映していくためにも、男女が政治や政策の意思決定過程に積極的に参画し、ともに責任を担い、ともに利益を享受できる状況が望まれます。

そのため今後も政策決定・方針決定の場における男女共同参画を推進していきます。

①審議会、委員会等への女性委員の登用

審議会、委員会等に占める女性割合は、平成 16 年度から平成 23 年度まで約 25% 程度で推移し、大きな変化はみられません。現状の男女の偏りを是正していくために女性委員の登用を促進していきます。

ア. 審議会、委員会等への女性委員の登用推進

関係各課へ審議会、委員会等における女性登用率調査を通じて、目標値の周知並びに政策決定・方針決定への男女共同参画の必要性等に関する意識啓発を推進します。

（ア）審議会、委員会等への女性登用割合の目標値の周知【平和・男女共同課】

（イ）女性委員ゼロ審議会の解消【全庁】

②女性の管理職への登用

沖縄市の管理職に占める女性の割合においても、約 5 % 程度で推移しており、平成 16 年度から平成 23 年度までの間に大きな変化はみられません。事業所意識調査を参考にすると女性の管理職は男性の約半数となっており、政策および方針に女性の視点を活かしていくためにも女性の管理職への登用を促進していきます。

ア. 行政における女性管理職の登用促進

市役所職員意識調査の結果から、「役付きの内示」を受けたくないという割合は、男性（47.9%）より女性（56.3%）が高く、その理由として「子育てや老親等の介護などで余裕がない」という回答割合が女性は男性の3倍以上高く、仕事と家庭の両立の問題が伺えます。男女が働きやすい職場環境として行政が模範を示すためにも、職員研修等を通じた意識啓発、家庭に対する意識啓発を含めたワーク・ライフ・バランスの推進など、様々な取り組みを通じて女性管理職の登用促進を図ります。

（ア）職員研修の充実【人事課】

（イ）男女が働きやすい環境の整備【人事課】

（ウ）公平・公正な職員採用および人事配置【人事課】

イ. 民間事業者等における女性管理職の登用促進

「沖縄市男女共同参画推進条例」においては、事業者等の責務として、基本理念にのっとり、事業活動に関し、男女共同参画の推進および市が実施する施策へ協力することが位置づけられています。民間の事業者等に対しては、「沖縄市男女共同参画推進条例」の周知とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供を充実していきます。

（ア）沖縄市男女共同参画推進条例の周知【平和・男女共同課】※再掲

（イ）ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の充実【雇用対策課】※再掲

（２）地域における男女共同参画の推進

平成 23 年 1 月より供用開始された沖縄市男女共同参画センターは、地域における男女共同参画推進の活動および交流の拠点となります。沖縄市男女共同参画センター機能の充実を図るとともに、公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域ネットワークの構築を図りながら、男女共同参画の考え方をあらゆる地域活動で浸透させるための取り組みを進めていきます。

その際には、男女共同参画が働く女性のみの課題として認識されることも多かった反省なども踏まえながら、地域における男女共同参画の推進に努めます。

①地域における男女共同参画推進の基盤づくり

沖縄市男女共同参画センターを中心とした市民や地域に対する意識啓発、沖縄市男女共同参画懇話会の充実等を通じて、男女共同参画の推進の基盤づくりに努めます。

ア. 男女共同参画を支える地域基盤の充実

男女共同参画に関する情報の蓄積および情報発信、講座内容の充実、地域との交流による市民ニーズの把握など、沖縄市男女共同参画センター機能の充実等を図ります。

- （ア）沖縄市男女共同参画懇話会の活用【平和・男女共同課】
- （イ）講座やイベント時の託児の実施【平和・男女共同課】
- （ウ）男女共同参画講座の充実【平和・男女共同課】※再掲
- （エ）沖縄市女性団体連絡協議会の活動支援【平和・男女共同課】
- （オ）男女共同参画の推進に向けた地域リーダーの育成【平和・男女共同課】

イ. 地域との連携強化

市民が「男女共同参画」を意識する、またはキーワード等に触れる機会を増やしていくため、地域のネットワークを通じた情報提供、地域と連携した講座の開催等に取り組みます。また、地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるようにするため、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

- （ア）自治会等と連携した啓発活動の推進【市民生活課】※再掲
- （イ）婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進【生涯学習課】※再掲
- （ウ）スーパー、コンビニ等と連携した情報提供【平和・男女共同課】※再掲

②地域の活動における男女共同参画の推進

地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、男女共同参画の視点に立った地域の活性化等についても検討していきます。

ア. 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

P T A、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくりに関する協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進していきます。

(ア) P T A、自治会等における女性の参画拡大【平和・男女共同課】

イ. 男女共同参画の視点に立った地域の活性化

まちづくりや地域経済活性化等のための計画策定や活動等に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけるなど、男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり等を検討していきます。

(ア) 男女共同参画の視点に立ったまちづくり等【平和・男女共同課】



（３）男女の生涯を通じた健康づくり

健康は、年齢性別を問わず、全ての人が充実した生活を送る上で不可欠なものです。男女が互いの身体的性差を理解し、健康に関する知識や情報にもとづき、一人ひとりが心身の健康の保持、増進に向けて行動していくことを地域と連携し支援していきます。

①健康づくりへの支援

ヘルシーおきなわシティ 21（仮称）や第２次沖縄市食育推進計画、特定健康診査・特定保健指導実施計画などに基づき、健康づくり支援の充実を図ります。

ア．生涯を通じた健康づくりへの支援

市民の抱える健康課題は、性別、年齢によって異なります。これら性別、ライフステージ別の課題を踏まえ、生涯を通じた健康づくり支援の充実を図ります。

（ア）各種健康づくり事業の推進【こども相談・健康課、市民健康課】

（イ）市民の健康づくりの支援・促進【市民スポーツ課】

（ウ）母性健康管理指導等事項連絡カードの配布【こども相談・健康課】

（エ）男女の生涯を通じた健康づくりの視点に立った健康増進計画の作成【市民健康課】

（オ）公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（ゆいワーク）の周知【雇用対策課】

イ．リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発

女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、特有の健康上の問題に直面します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についても、男性を含め広く理解を促すための普及啓発に努めます。

（ア）リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発【平和・男女共同課】

②性教育等の充実

平成 23 年の出産全体に占める 10 代母親の割合は、全国の 1.3%に対して、沖縄県では 2 倍の 2.6%、沖縄市では県を上回り 2.8%となっています。若年妊娠では、パートナーの不在、経済不安、妊婦の学業の中断、妊娠・分娩・育児に関する知識の乏しさ、母性意識の未形成、出産後もこどもをうまく受容できないなどの問題があげられます。

出産全体に占める10代の割合					単位: %
	平成18年	20年	21年	22年	23年
全国	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
沖縄県	2.6	2.4	2.7	2.6	2.6
沖縄市	3.0	2.6	2.9	2.8	2.8

資料:人口動態調査

男女が互いの身体的、精神的な性差を十分に理解し合い、思いやりを持って行動できるよう性教育の充実並びに薬物乱用など健康を脅かす問題等についての対策をすすめます。

ア. 性教育の充実

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理でき、自身と相手に対する思いやりを持って適切に行動していけるよう性教育の充実を図ります。

(ア) 発達段階に応じた性教育の充実【指導課、こども相談・健康課】

(イ) 性に関する正しい知識の普及【平和・男女共同課】

イ. 健康を脅かす問題等についての対策

H I V/エイズや性感染症、未成年の飲酒や喫煙、薬物乱用は、健康に甚大な影響を及ぼすものであるため、啓発から予防教育を含めた総合的な対策を推進します。

(ア) H I V/エイズ、性感染症に関する啓発や教育の推進【指導課、こども相談・健康課、市民健康課】

(イ) 飲酒や喫煙、薬物乱用防止に関する啓発や教育の推進【指導課、市民健康課、こども相談・健康課】

③自殺予防対策

日本では、自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性と言われます。沖縄市においても平成23年自殺者全体に占める男性の割合は75.7%、年代別にみると、男性の40歳代から60歳代の割合は51.3%と、全体の半数以上を占めており、男女間に大きな差がみられます。

男女がともに生涯を健康に過ごせるよう自殺予防対策の充実に努めます。

沖縄市の平成23年自殺者総数に占める性別年代別割合

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	全体
男性	0.0%	10.8%	8.1%	27.0%	10.8%	13.5%	2.7%	2.7%	75.7%
女性	0.0%	2.7%	0.0%	2.7%	8.1%	8.1%	2.7%	0.0%	24.3%
全体	0.0%	13.5%	8.1%	29.7%	18.9%	21.6%	5.4%	2.7%	100.0%

資料:平成23年の地域における自殺の基礎資料(内閣府)

ア. 自殺予防対策

精神面で孤立しやすい方に対する情報提供や相談体制の充実、悩みを抱える市民が孤立しない、悩みに気づく体制づくりなど、自殺予防対策の強化に努めます。

(ア) 自殺予防に関する情報提供の充実【障がい福祉課、市民健康課】

(イ) 相談体制の充実【障がい福祉課】

(ウ) 庁内、地域との連携による悩みに気づく体制づくりの推進【障がい福祉課】

(4) 保健福祉サービス等の充実

厳しい経済情勢や雇用情勢を反映するように、共働き世帯の増加など男女の就労形態は変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化してきています。このような中、「男は外で働き、女は家庭を守る」などのように、性別で役割を固定し続けることは男性にとっても、女性にとっても様々な問題を引き起こすことが予想されます。

男女共同参画の必要性に関する意識啓発とともに、各種保健福祉サービス等の充実が求められます。男女がそれぞれの人生において仕事と生活の調和が図れるよう、市民が抱える多様なニーズを踏まえた保健福祉サービス等の充実に努めます。

①保健福祉サービス等の充実

社会情勢や就労形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等を踏まえながら、男女がともに支え合う男女共同参画社会の実現を支える保健福祉サービス等の充実を図ります。

ア. 保健福祉サービス等の充実

関連する保健福祉計画にもとづき、男女共同参画の視点に立ったニーズの把握および施策の推進を図ります。

(ア) 男性の家事・育児参加の促進支援【平和・男女共同課】

(イ) 性別に配慮した介護予防事業の充実【高齢福祉課】

(ウ) 家族介護教室の開催【高齢福祉課】※再掲

（５）高齢者、障がい者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備

女性は男性よりも平均的に長寿と言われます。本市においても平成 17 年の平均寿命は男性で 78.2 歳、女性で 85.6 歳と、女性の方が 7.4 歳長くなっています（「市区町村別生命表の概況」より）。高齢者人口に占める男女の比率や男女のニーズの違い等を高齢者施策に反映させることは、高齢期において暮らしやすい社会を構築する上で必要な視点となります。

障がい者や外国人は、出産・子育て期において就労や経済的な問題など複合的に困難な状況に置かれる場合も少なくなく、男女共同参画の視点に立って高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心して暮らせるまちづくりという視点も含めた環境整備に努めます。またセクシュアル・マイノリティを理由にする差別や偏見の解消をめざし啓発等を進めます。

①誰もが安心して暮らせる環境整備

男女共同参画の視点に立ち、誰もが市民が安心して暮らせる環境整備に努めます。

ア．高齢者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、外国人など、様々な困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

- （ア）男性に対する生活自立支援の充実（各種講座）【高齢福祉課】
- （イ）沖縄市シルバー人材センターによる高齢者のいきがい支援【雇用対策課】
- （ウ）高齢単身世帯への支援の充実【高齢福祉課】※再掲

イ．障がい者が安心して暮らせる環境の整備

障がいのある男女のニーズを踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまちの推進に努めます。

- （ア）個々のニーズに対応したサービスの提供【障がい福祉課】

ウ．在住外国人が安心して暮らせる環境の整備

国籍や民族に関わらず、誰もが住みよい地域をめざす多文化共生社会の形成を推進するため、在住外国人の生活支援に取り組みます。

- （ア）多言語による広報誌の発行など情報提供の充実【文化観光課】
- （イ）ゆんたく交流会の開催【文化観光課】
- （ウ）在住外国人への相談対応の充実【文化観光課、市民課、環境課】
- （エ）コザインターナショナルプラザの活用【文化観光課】

エ. セクシュアル・マイノリティの方への配慮

セクシュアル・マイノリティの方に対して、人権尊重からの配慮が必要であるため、情報提供や啓発等を進めます。

(ア) セクシュアル・マイノリティに起因する差別や偏見に関する相談および啓発

【平和・男女共同課】

(イ) 男女混合名簿の導入【保育・幼稚園課、指導課】※再掲



（６）防災における男女共同参画の推進

防災分野における男女共同参画の推進は、防災の観点からも男女共同参画の観点からも重要な課題です。国の第３次男女共同参画基本計画において重点分野の一つに位置づけられ、男女のニーズの違いなど、男女両方の視点に十分配慮すべき事項や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が市町村に求められています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）は、死者 15,880 名、行方不明者 2,698 名（平成 25 年 2 月 6 日）におよび、明治時代以降では、関東大震災に次ぐ極めて深刻な被害をもたらしています。

いつ発生するか分からない災害に備え、男女両方の視点から対策の充実を図るため、防災分野における男女共同参画を推進します。

①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立

災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。防災または復興に関する取り組みを検討するにあたっては、男女のニーズの違いを把握しながら進めていきます。

ア．地域防災計画への男女共同参画の視点の反映

避難所で提供する物資（生理用品、おむつ、粉ミルクや離乳食等）、避難所でのプライバシーの配慮（トイレ、授乳等）など、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制の確立に向け、沖縄市地域防災計画の充実を図ります。

（ア）地域防災計画への男女共同参画の視点の反映【総務課】

（イ）地域防災会議における女性委員の登用【総務課】

（７）国際社会との協調

日本における男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきました。世界的にはノルウェーなどのように、男女共同参画施策が大きく進展している国も見られます。

しかし日本は、2012年のジェンダー・ギャップ指数で135カ国中101位となっており、世界経済フォーラムは「約半数以上の女性が高等教育を受けているにも関わらず、そのうち約9%しか指導的地位に就けないのは、女性の有用な能力を十分に活かしきれていない」という見解を示しています。また、女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、離婚後の女性の再婚禁止期間など差別的な法規定、差別の具体的な定義が国内法に欠けているなど多くの課題が残されています。

多様な文化との交流を進めてきた本市においては、国際社会からみた日本および沖縄の状況など、国際的な視点等を踏まえた男女共同参画社会の取り組みを進めます。

①国際協力・文化交流の推進

沖縄市は県内においても外国人登録者の割合が高く、これまでも国際交流事業等を通じた交流を行ってきました。今後も国際的な男女共同参画の取り組みの把握や相互理解を深め、国際社会と協調した男女共同参画の推進に努めます。

ア．国際協力の推進

国際的な男女共同参画に関する取り組みの周知や支援に努めます。

- （ア）女子差別撤廃条約の周知【平和・男女共同課】
- （イ）国際的人権問題に関する情報発信【平和・男女共同課】
- （ウ）「女性の翼」海外派遣事業【平和・男女共同課】

イ．文化交流の推進

国際理解を深めるため、イベント等を通じて異文化と触れる機会を増やすなど、国や人種等の違いを越えた文化交流の充実を図ります。

- （ア）きらめきフェスタの開催【平和・男女共同課】※再掲
- （イ）沖縄国際カーニバル、国際交流フェスティバルの開催【文化観光課】
- （ウ）ゆんたく交流会の開催【文化観光課】※再掲
- （エ）通訳ボランティア講座の開催【文化観光課】
- （オ）海外研修生受入事業の充実【文化観光課】

各課の具体的な取り組み一覧

4. 地域、社会全体における男女共同参画の実現

(1) 政策決定・方針決定への男女共同参画の推進

①審議会、委員会等への女性委員の登用

ア. 審議会、委員会等への女性委員の登用推進						
(ア) 審議会、委員会等への女性登用割合の目標値の周知						【平和・男女共同課】
審議会や委員会等への女性委員の登用促進に努める。 指標：審議会、委員会等への女性登用割合						
現状(平成24年度)	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
25.6%	26%	27%	28%	29%	30%	30%

(イ) 女性委員ゼロ審議会の解消						
【全庁】						
女性委員がいない審議会の解消に努める。 指標：女性委員会ゼロの審議会等数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
5件	5件	4件	4件	4件	3件	2件

②女性の管理職への登用

ア. 行政における女性管理職の登用促進						
(ア) 職員研修の充実						【人事課】
人材育成や能力開発の研修への女性職員の積極的な派遣等に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 男女が働きやすい環境の整備						
【人事課】						
育児介護休業法等の福利・厚生制度の整備に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 公平・公正な職員採用および人事配置						
【人事課】						
公平・公正は職員採用及び人事配置に努めます。 指標：管理職(課長級以上)の女性登用率、係長級以上の女性登用率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
課長級以上 6.5%	7.5%	8.5%	9.5%	10.5%	11.5%	15%
係長級以上 26%	26.5%	27%	27.5%	28%	28.5%	30%

イ. 民間事業者等における女性管理職の登用促進						
(ア) 沖縄市男女共同参画推進条例の周知※再掲						【平和・男女共同課】
パネル展や啓発紙等を活用した周知を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供の充実※再掲						
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(2) 地域における男女共同参画の推進

① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

ア. 男女共同参画を支える地域基盤の充実						
(ア) 沖縄市男女共同参画懇話会の活用						【平和・男女共同課】
沖縄市男女共同参画懇話会を活用した地域基盤の充実に努める。 指標：沖縄市男女共同参画懇話会の開催回数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
4回 (H24年度計画策定)	2回	2回	2回	2回	4回 (計画見直し 予定)	4回 (第3次計画 策定予定)

(イ) 講座やイベント時の託児の実施						
市が主催する講座等において託児を実施します。 指標：講座等での託児実施数、託児利用者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
26回 73人	28回 80人	28回 90人	30回 100人	30回 110人	32回 120人	32回 120人

(ウ) 男女共同参画講座の充実※再掲						
職員等を対象とした男女共同参画講座を開催する。 指標：沖縄市男女共同参画センターの認知度(おおよその内容を知っていると少し知っているの合計)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
10.1%					30%	30%

(ウ) 男女共同参画講座の充実※再掲						
職員等を対象とした男女共同参画講座を開催する。 指標：沖縄市男女共同参画推進条例の認知度(おおよその内容を知っていると少し知っているの合計)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
6.5%					20%	30%

第2章 具体的な取り組み
4 社会、社会全体における
男女共同参画の実現

(エ) 沖縄市女性団体連絡協議会の活動支援							【平和・男女共同課】
研修会、交流会等の活動について、より自主的で、男女共同参画の理念普及に寄与する活動が行えるよう支援方法を検討する。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(オ) 男女共同参画の推進に向けた地域リーダーの育成							【平和・男女共同課】
男女共同参画センター講座で人材育成を行う。また、地域での啓発活動を女性団体連絡協議会が中心になって担えるよう活動を支援する。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

イ. 地域との連携強化							
(ア) 自治会等と連携した啓発活動の推進※再掲							【市民生活課】
各ボランティア関係団体における男女共同参画活動への支援等を行う。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(イ) 婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進※再掲							【生涯学習課】
男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(ウ) スーパー、コンビニ等と連携した情報提供※再掲							【平和・男女共同課】
男女共同参画に関する啓発事業等の広報活動の協力依頼、また、場所を提供してもらい、パネル展等の開催を検討する。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

②地域の活動における男女共同参画の推進

ア. 地域における方針決定過程への女性の参画拡大							
(ア) PTA、自治会等における女性の参画拡大							【平和・男女共同課】
女性団体連絡協議会を活用しながら、地域の団体へ男女共同参画に関する情報提供を行う。							
現状	中間目標					最終目標	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度	
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

イ. 男女共同参画の視点に立った地域の活性化						
(ア) 男女共同参画の視点に立ったまちづくり等 【平和・男女共同課】						
企業・地域団体・行政等のあらゆる活動に男女共同参画の視点を取り入れるよう、周知・啓発する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(3) 男女の生涯を通じた健康づくり

①健康づくりへの支援

ア. 生涯を通じた健康づくりへの支援						
(ア) 各種健康づくり事業の推進 【こども相談・健康課】						
妊産婦・乳幼児の健康づくり支援に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア) 各種健康づくり事業の推進 【市民健康課】						
市民に対する健康づくり支援を行う。 指標：37運動実践活動参加者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
818名	1,000名	1,000名	1,000名	1,000名	1,000名	1,000名

(イ) 市民の健康づくりの支援・促進 【市民スポーツ課】						
学校体育施設開放事業及び各種スポーツ教室等を開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 母性健康管理指導等事項連絡カードの配布 【こども相談・健康課】						
母性健康管理指導等事項連絡カードの配布を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ) 男女の生涯を通じた健康づくりの視点に立った健康増進計画の作成 【市民健康課】						
ヘルシーおきなわシティ21の作成を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
アンケート調査(平成24年度)	計画作成	計画実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第2章 具体的な取り組み
4 社会、社会全体における
男女共同参画の実現

(オ)公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター(ゆいワーク)の周知【雇用対策課】						
周知対象範囲を増大・拡大する。(施設や関係機関への周知)						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発						
(ア)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発【平和・男女共同課】						
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発に努める。 指標:リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	2回	2回	3回	3回	3回	3回

②性教育等の充実

ア. 性教育の充実						
(ア)発達段階に応じた性教育の充実【指導課】						
保健体育の充実に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)発達段階に応じた性教育の充実【こども相談・健康課】						
小・中・高校生への思春期保健福祉体験学習を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)性に関する正しい知識の普及【平和・男女共同課】						
性に対する正しい知識を教えることで、性の男女差について理解し、互いを尊重する意識を啓発する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 健康を脅かす問題等についての対策						
(ア)HIV/エイズ、性感染症に関する啓発や教育の推進【指導課】						
保健体育の充実、世界エイズ予防デーの啓発と取り組みを行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)HIV/エイズ、性感染症に関する啓発や教育の推進						【こども相談・健康課】
中・高校生への思春期保健福祉体験学習を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)HIV/エイズ、性感染症に関する啓発や教育の推進						【市民健康課】
HIV/エイズや性感染症に関する情報提供を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
HP掲載、ポスター、チラシ等配布	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)飲酒や喫煙、薬物乱用防止に関する啓発や教育の推進						【指導課】
保健体育の充実、外部専門家を活用した講演会を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)飲酒や喫煙、薬物乱用防止に関する啓発や教育の推進						【市民健康課】
飲酒や喫煙、薬物乱用防止に関する情報提供を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
HP掲載、ポスター、チラシ等配布	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)飲酒や喫煙、薬物乱用防止に関する啓発や教育の推進						【こども相談・健康課】
小・中学生への思春期保健福祉体験学習を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

③自殺予防対策

ア. 自殺予防対策						
(ア)自殺予防に関する情報提供の充実						【障がい福祉課】
ハートフルデイケア展における自殺予防コーナーの設置及びチラシ等の配布による自殺予防の普及啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)自殺予防に関する情報提供の充実						【市民健康課】
自殺予防に関する講演会を開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年1回	継続	継続	継続	継続	継続	継続

第2章 具体的な取り組み
4 社会、社会全体における
男女共同参画の実現

【(イ)相談体制の充実】						
【障がい福祉課】						
自殺の危険性を早期に発見し、適切な相談・対応を行うための人材養成研修を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【(ウ)庁内、地域との連携による悩みに気づく体制づくりの推進】						
【障がい福祉課】						
関係課との連携を図るための庁内連絡会の開催及び基幹相談センターを中心とした相談事業所との連携による支援体制の強化を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(4) 保健福祉サービス等の充実

①保健福祉サービス等の充実

【ア. 保健福祉サービス等の充実】						
【(ア)男性の家事・育児参加の促進支援】						
【平和・男女共同課】						
男女共同参画センターで講座の開催及び講演会やパネル展等で啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【(イ)性別に配慮した介護予防事業の充実】						
【高齢福祉課】						
男女それぞれの課題・ニーズに対応した事業の展開に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【(ウ)家族介護教室の開催※再掲】						
【高齢福祉課】						
家族介護教室を開催する。 指標：家族介護教室の開催数、参加者の男性比率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
5回 11.8 %	6回 12 %	6回 13 %	6回 14 %	6回 15 %	6回 16 %	6回 20 %

(5) 高齢者、障害者、在住外国人等が安心して暮らせる環境整備

①誰もが安心して暮らせる環境整備

【ア. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備】						
【(ア)男性に対する生活自立支援の充実(各種講座)】						
【高齢福祉課】						
各種講座による男性の自立支援の充実を図る。 指標：講座等の開催数、講座等の参加者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年3回 実 38 人	年4回 実 50 人	年5回 実 65 人	年6回 実 80 人	年7回 実 95 人	年8回 実 110 人	年8回 実 120 人

(イ) 沖縄市シルバー人材センターによる高齢者のいきがい支援 【雇用対策課】						
沖縄市シルバー人材センターとの連携・支援の強化を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 高齢単身世帯への支援の充実※再掲 【高齢福祉課】						
在宅介護支援センターによる見守り訪問を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
高齢者単身世帯の全世帯訪問	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 障がい者が安心して暮らせる環境の整備						
(ア) 個々のニーズに対応したサービスの提供 【障がい福祉課】						
個々の課題やニーズの把握に努め、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに自立に向けて必要な支援や福祉サービスを提供する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

ウ. 在住外国人が安心して暮らせる環境の整備						
(ア) 多言語による広報誌の発行など情報提供の充実 【文化観光課】						
多言語による広報誌の発行を行う。 指標：広報誌の発行部数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
800部	800部	800部	800部	800部	800部	800部

(イ) ゆんたく交流会の開催 【文化観光課】						
ゆんたく交流会を開催する。 指標：ゆんたく交流会参加者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1,000人	1,100人	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人	1,600人

(ウ) 在住外国人への相談対応の充実 【文化観光課】						
本庁においては福祉・防災関連他外国人市民向けの行政サービスとして、通訳、翻訳業務の実施、さらに委託事業としてコザインターナショナルプラザにおける外国人相談窓口を設置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【市民課】						
(ウ)在住外国人への相談対応の充実						
外国人への相談対応について、英会話の出来る職員の増員に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【環境課】						
(ウ)在住外国人への相談対応の充実						
外国人対応(英語)の職員を配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1名	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【文化観光課】						
(エ)コザインターナショナルプラザの活用						
コザインターナショナルプラザにおいて、多言語講座、交流サロンの企画運営、多言語相談業務を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【平和・男女共同課】						
エ. セクシュアル・マイノリティの方への配慮						
(ア)セクシュアル・マイノリティに起因する差別や偏見に関する相談および啓発						
セクシュアル・マイノリティに関する講座開催や、人権擁護委員を活用した啓発活動及び相談に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

【保育・幼稚園課】						
(イ)男女混合名簿の導入※再掲						
幼稚園では男女混合にすぐ変更できる名簿から導入をすすめる。課題等あれば対応を検討する。 指標:保育園・幼稚園における実施数及び実施率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
公立保育所 10園 実施率 100%	8園 100%	6園 100%	5園 100%	5園 100%	5園 100%	8園 104%
公立幼稚園 16園 (うち2年保育実施園7園) ・4歳児 0園0% ・5歳児 0園0%	公立幼稚園 教諭への啓発	・4歳児 7園100% ・5歳児 0園0%	・4歳児 7園100% ・5歳児 7園44%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%

【指導課】						
(イ)男女混合名簿の導入※再掲						
男女混合名簿の導入についての啓発に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	啓発実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

（６）防災における男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立

ア. 地域防災計画への男女共同参画の視pointsの反映						
(ア) 地域防災計画への男女共同参画の視pointsの反映						【総務課】
女性防火クラブや婦人会等からの意見聴取等に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 地域防災会議における女性委員の登用						
(イ) 地域防災会議における女性委員の登用						【総務課】
防災会議委員は充て職となっているが、女性団体などからの意見聴取等により、女性の視pointsを反映する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

（７）国際社会との協調

①国際協力・文化交流の推進

ア. 国際協力の推進						
(ア) 女子差別撤廃条約の周知						【平和・男女共同課】
パネル展や啓発紙等を活用した周知に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 国際的人権問題に関する情報発信						
(イ) 国際的人権問題に関する情報発信						【平和・男女共同課】
外国人居住者や、国際結婚をしている方への情報提供及び相談案内を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 「女性の翼」海外派遣事業						
(ウ) 「女性の翼」海外派遣事業						【平和・男女共同課】
おきなわ女性財団主催の「女性の翼」の情報提供、参加者への補助金交付を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施(派遣なし)	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 文化交流の推進						
(ア) きらめきフェスタの開催※再掲						【平和・男女共同課】
年1回、市・女性団体連絡協議会の主催で、市民へ男女共同参画の理念の周知・啓発を図るため、講演会等を開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年1回	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第2章 具体的な取り組み
4 社会、社会全体における
男女共同参画の実現

(イ) 沖縄国際カーニバル、国際交流フェスティバルの開催						【文化観光課】
国際カーニバル及び国際交流協会主催の国際交流フェスティバルの開催による異文化交流を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) ゆんたく交流会の開催※再掲						【文化観光課】
日本人市民と外国人市民が触れ合いながら気軽に参加できる日本語学習の場(ゆんたく交流会)を週2回開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ) 通訳ボランティア講座の開催						【文化観光課】
通訳ボランティア講座を開催する。 指標：通訳ボランティア講座出席者数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
39人	60人	96人	96人	96人	96人	96人

(オ) 海外研修生受入事業の充実						【文化観光課】
沖縄市にルーツを持つ海外移住子弟たちの文化研修受け入れと移住国に対する文化指導者の海外派遣を隔年で実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第3章 計画の推進体制



沖縄市男女共同参画推進条例の第11条において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表が義務付けられています。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、市民の生活全般にわたる内容となっているため、庁内の連携、また市民や地域、関係機関等との連携等を通じた計画の推進体制の強化を図ります。

1. 庁内推進体制の強化

計画で定めた基本目標および達成指標をもとに庁内における目的意識の共有、職員研修等を通じた各課業務における男女共同参画に関する視点の普及を図ることに庁内推進体制の強化に努めます。

また計画自体は、10年後を見据え沖縄市が「めざす姿」とそこに近づくための方針を定めたもので、推進事業単位では、効果的な展開に向け、庁内の連携強化を通じて柔軟に対応することが望まれます。

年度ごとのプロセス評価に際しては、単なる実績報告ではなく、男女共同参画の視点を踏まえた事業展開が図れたかどうか、設定した指標に関して、実績がどう変化したのかなどを検討し、必要に応じて翌年度の事業の見直しにつなげます。

さらに中間見直しにおいては、意識調査によって市民意識を把握し、効果的な施策が推進できたかどうかという視点で評価を行います。

2. 男女共同参画懇話会の活用

沖縄市男女共同参画推進条例において、「男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させる」ため、沖縄市男女共同参画懇話会を設置するとされています。

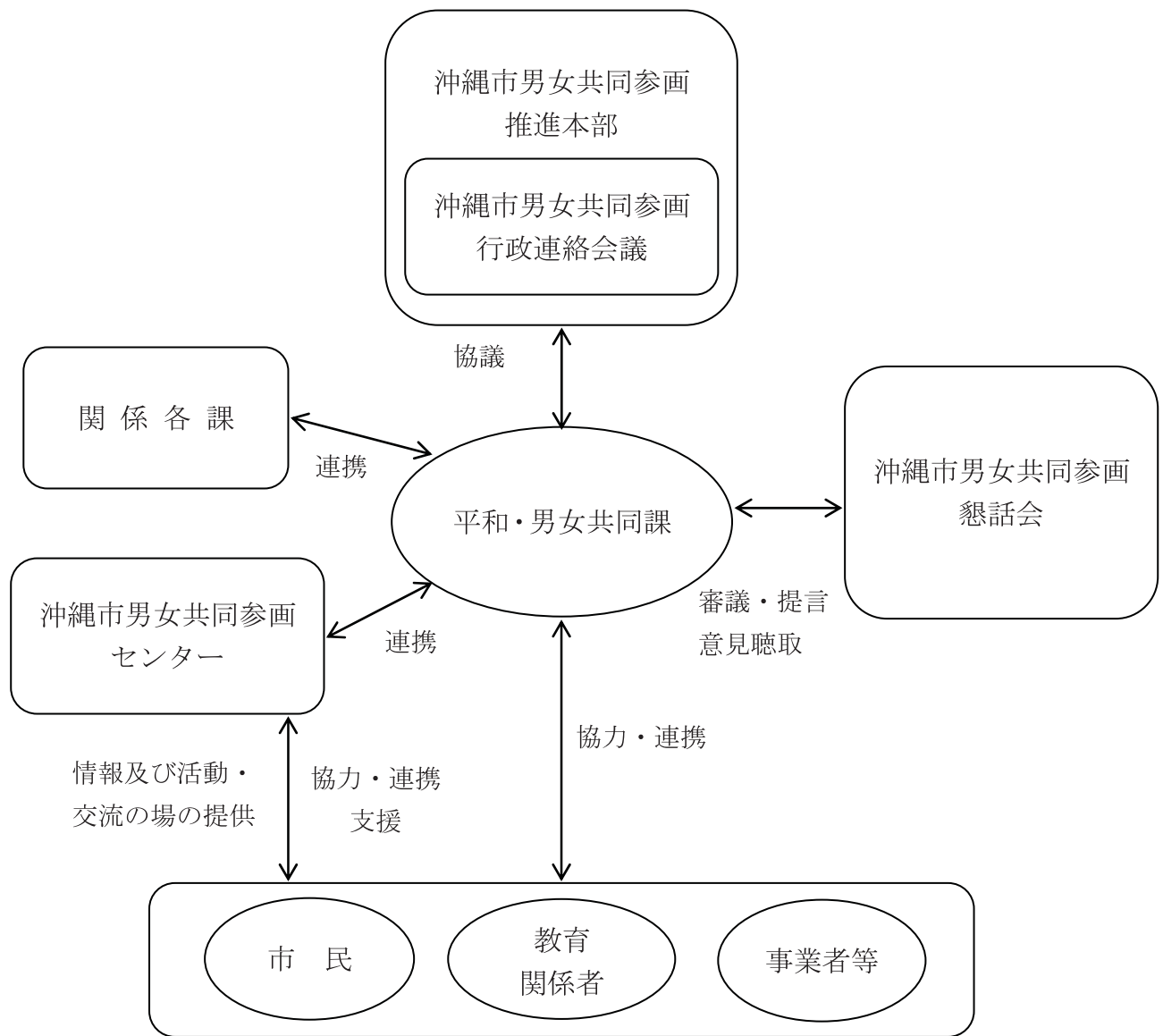
年度ごとの実績報告をもとに、実効性の高い施策の展開に向けた提言を行います。また重点的に取り組むべき施策等については、効果的な事業推進のあり方を検討していくため、沖縄市男女共同参画懇話会の更なる活用を図ります。

3. 市民、教育関係者、事業者等との連携強化

男女共同参画の実現には、制度の周知や支援環境の充実もさることながら、様々な立場で関わる一人ひとりの市民が、男女共同参画の必要性を理解し、ともに行動していくための意識の確立並びに連携強化が極めて重要になります。

男女共同参画に関する実践事例の募集、学校への情報提供の充実、男女共同参画センターが中心となった地域や事業者等への情報提供の充実など、市民、教育関係者、事業者等との連携強化に努めます。

【計画の推進体制図】



参 考 資 料



1. 男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 沖縄市男女共同参画推進条例

(平成 23 年 12 月 21 日条例第 16 号)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利にかかわらず、市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権侵害をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) その他性別により人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、前条各号に掲げる行為を正当化し、又は助長させるような表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第15条第1項の規定により設置する沖縄市男女共同参画懇話会の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、教育関係者及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談の対応)

第 14 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画懇話会)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させるため、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、委員 10 名以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄市附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄市附属機関設置条例（昭和 51 年沖縄市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 沖縄市男女共同参画センター条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 18 号)

(目的及び設置)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動及び交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため、沖縄市男女共同参画センター（以下「参画センター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市男女共同参画センター
位置 沖縄市住吉一丁目 14 番 29 号

(事業)

第 3 条 参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の理念に基づく男女の自立支援、社会参加促進及び人材育成のための研修会の開催に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する図書、各種資料等の収集及び情報の提供に関する事。
- (3) 男女共同参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進、支援等に関する事。
- (4) 男女共同参画に係る相談に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(利用の許可)

第 4 条 参画センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 参画センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、参画センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参画センターの利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

- (1) 参画センターを利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被った損失については、市はその責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、参画センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第7条 利用者は、別表に掲げる参画センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 利用者は、故意又は過失により参画センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

単位：円

時間 区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
会議室	1,800	2,400	2,400	4,800	5,400	7,800
冷房料	450	600	600	1,200	1,350	1,950

備考 利用時間を超過して利用する場合又は利用時間を変更して利用する場合の使用料は、区分における1時間当たりの使用料を基準として算出する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。

4. 沖縄市男女共同参画懇話会規則

(平成 23 年 12 月 21 日規則第 36 号)

沖縄市男女共同参画懇話会規則(平成 3 年沖縄市規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市男女共同参画推進条例(平成 23 年沖縄市条例第 16 号)第 15 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

[沖縄市男女共同参画推進条例(平成 23 年沖縄市条例第 16 号)第 15 条第 6 項]

(会長及び副会長)

第 2 条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 懇話会に、特定の事項を審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄市男女共同参画懇話会委員名簿(50音順)

第13期 H24年(2012)3月～H26年(2014)2月

No.	氏 名	所属団体及び機関	所 属
1	^{アラタ} 新田 ^{シゲチカ} 繁睦	お父Ring沖縄	共同代表
2	^{カミムラ} 神村 さゆり	防災関係者	団体代表
3	^{クワ エ} 桑江 ^{キヨコ} 喜代子 (会長)	女性団体連絡協議会	団体代表
4	^{コヤマ} 小山 ^{カズヒサ} 和久	室川小学校長 (校務研究会推薦)	団体代表
5	^{タカザト} 高里 ^{スズヨ} 鈴代	すぺーす・結	団体代表
6	^{トウハル} 桃原 ^{カズヒコ} 一彦 (副会長)	沖縄国際大学准教授	学識経験者
7	^{ナカソネ} 仲宗根 ^{ソウ エイ} 宗英	沖縄市PTA	団体代表
8	^{ミヤザト} 宮里 ^{ダイ ヤ} 大八	琉球大学 産学官連携推進機構 特命准教授	市民
9	^{ヨザ} 與座 ^{ハツミ} 初美	NPO法人 こども家庭リソースセンター沖縄	団体代表
10	^ル 陸 ^{ダンフェン} 丹鳳	外国籍市民	市民

5. 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 21 年 4 月 1 日決裁)

(設置)

第 1 条 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の施策について、調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、沖縄市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の推進に関する事項

(2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員でもって組織する。

2 本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部員に沖縄市市政運営会議規程（平成 19 年 4 月 25 日訓令第 21 号）第 4 条第 1 項に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(行政連絡会議)

第 6 条 推進本部に、沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 男女共同参画社会実現のための諸施策に関する事項

(2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項

(3) その他、必要な事項

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会の実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 連絡会議は、沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）案その他諸計画案を策定した場合は、すみやかに推進本部に報告し、その承認を得なければならない。

5 連絡会議の組織、運営等については別に定める。

(庶務)

第 7 条 推進本部及び連絡会議の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄市男女共同参画推進本部名簿

No.	本 部 員	氏 名
1	市 長（ 本 部 長 ）	東 門 美津子
2	副 市 長（ 副 本 部 長 ）	島 袋 芳 敬
3	教 育 長	仲 松 鈴 子
4	水 道 局 長	川 畑 弘 隆
5	総 務 部 長	神 里 興 弘
6	総 務 部 参 事	伊志嶺 和 成
7	企 画 部 長	金 城 清 安
8	企 画 部 参 事	富 永 健
9	市 民 部 長	宮 城 ゆかり
10	健 康 福 祉 部 長	仲 本 兼 明
11	こどものまち推進部長	源 河 朝 治
12	経 済 文 化 部 長	屋 良 保
13	建 設 部 長	須 田 勝
14	建 設 部 参 事	島 田 孝
15	消 防 本 部 長	高宮城 寛
16	水 道 部 長	仲宗根 弘光
17	教 育 部 長	知 花 朝 勝
18	指 導 部 長	佐久川 昌一

6. 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領

(平成 16 年 5 月 27 日決裁)

改正平成 18 年 11 月 14 日決裁平成 22 年 4 月 1 日決裁

平成 24 年 3 月 30 日決裁平成 24 年 7 月 17 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置した沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営等について定める。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現のため諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他の必要な事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の者をもって組織し、会長に市民部次長、副会長に生涯学習課長をもって充てる。

市民部次長、総務課防災担当主幹、人事課長、政策企画課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、市民健康課長、こども企画課長、保育・幼稚園課長、こども家庭課長、こども相談・健康課長、商工振興課長、農林水産課長、文化観光課長、雇用対策課長、生涯学習課長、指導課長

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは委員を若干名増やすことができる。

3 この連絡協議会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の協力義務)

第 6 条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 7 条 この規定に定める者のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 27 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 14 日決裁)

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日決裁)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 17 日決裁)

この要領は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

沖縄市男女共同参画行政連絡会議名簿

No.	委 員	氏 名
1	市民部次長(会長)	仲宗根 朝巳
2	総務課防災担当主幹	名城 政行
3	人事課長	仲道 豊
4	政策企画課長	花城 博文
5	障がい福祉課長	大城 勇
6	高齢福祉課長	富原 守友
7	市民健康課長	川井田 千香子
8	こども企画課長	屋比久 功
9	保育・幼稚園課長	仲宗根 勲
10	こども家庭課長	兼城 絹枝
11	こども相談・健康課長	比嘉 米子
12	商工振興課長	仲宗根 剛
13	農林水産課長	宮城 勝
14	文化観光課長	島袋 秀明
15	雇用対策課長	森山 雅人
16	生涯学習課長(副会長)	上間 和夫
17	指導課長	新垣 英司

7. 計画策定の流れ

	男女共同参画推進本部 男女共同参画行政連絡会議	男女共同参画懇話会	市民等の意見の反映
H25 3月		第1回(3月 19 日)	
7月	第1回男女共同参画行政連絡会 議(7 月 20 日) 計画の背景とスケジュール 新規検討項目 アンケート内容の検討 計画の進捗状況	第2回(7 月 27 日) 計画の背景とスケジュール 新規検討項目 アンケート内容の検討 計画の進捗状況	
8月			8 月初旬～中旬 市民意識調査実施 市民ワークショップ 第1回:8月 28 日
9月			市民ワークショップ 第2回:9月 11 日 第3回:9月 18 日 第4回:9月 25 日
11 月	第2回男女共同参画行政連絡会 議(11 月5日) アンケート調査結果の概要報告 現計画の評価 計画理念及び基本方針の検討 計画の体系の検討 施策(基本目標ⅠとⅡ)の検討 第3回男女共同参画行政連絡会 議(11 月 28 日) 施策(基本目標ⅢとⅣ)の検討 計画推進体制の検討	第3回(11 月6日) アンケート調査結果の概要報告 現計画の評価 計画理念及び基本方針の検討 計画の体系の検討 施策(基本目標ⅠとⅡ)の検討 第4回(11 月 30 日) 施策(基本目標ⅢとⅣ)の検討 計画推進体制の検討	
12 月	第 1 回男女共同参画推進本部 (12 月4日) 「第2次沖縄市男女共同参画計 画～ひと・きらめきプラン～」 策定について		12 月 パブリックコメント実施
H25 1月			1 月初旬 パブリックコメントの計 画への反映
2 月	第4回男女共同参画行政連絡会 議(2月1日) 計画内容の最終確認 成果指標及び目標値の確認 第2回男女共同参画推進本部(2 月4日) 「第 2 次沖縄市男女共同参画計 画～ひと・きらめきプラン～」(素 案)について	第5回(2月4日) 計画内容の最終確認 成果指標及び目標値の確認	

8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応できず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

9. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- （a） 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- （b） 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- （c） 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- （d） 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- （e） 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- （f） 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- （g） 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）を

とすることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進すること。

とにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利

- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員

会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

10. 用語の解説

【ア行】

生きる力（P55）

自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など。

M字カーブ（P22）

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

沖縄市食育推進計画（P75）

「食育」を通して市民一人ひとりが生涯にわたり健やかで、心豊かに生活できることを目指した基本的な方向を示す計画。

沖縄市女性団体連絡協議会（P73）

平等・発展・平和を目指し、加盟団体相互の連携・連帯を図り、女性の資質向上を目的として学習会や啓発イベントの開催などの活動を行っている協議会。

沖縄市シルバー人材センター（P78）

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域に設置されている自主的な活動を行う団体。

沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～（P 1、3、4、24、41、107）

男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき課題をあきらかにしたもの。

沖縄市男女共同参画センター（P 1、3、10、24、41、64、73、103）

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

沖縄市地域防災計画（P80）

災害対策基本法（第 40 条）にもとづき、市長が防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（愛称：ゆいワーク）（P75）

中小企業に働く勤労者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福利厚生の向上を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上をめざ

し、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成 13 年 4 月に設立。

【力行】

コザインターナショナルプラザ (KOZA international plaza 略称:Kip) (P78)

市民が身近にある異文化に触れ、異なる文化を持つ地域の住民同士がお互いの文化的違いへ理解を深め、国際交流を図ることで豊かな人間関係を築くことを目的に、新しい市民文化の交流拠点として設置。主に多言語講座、多言語生活相談、交流サロン、情報発信を行っている。

固定的性別役割分担意識 (P1)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) (P43)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准。

【サ行】

ジェンダー (gender) (P25、26、39、40、41、42、45、49、55)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」ジェンダーという。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

社会福祉協議会 (P74)

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間福祉団体。社会福祉法にもとづき設置されている。

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) (P2、81、117~124)

昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に

対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にもとづく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

自立（P9、10、15、35、45、55、57、59、62、78、103、113、114、115）

経済的、身体的な自立のほか、自らの持つ素質や能力を活かし、自己決定により行動や生き方が選択できること。

人権擁護委員（P43）

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域住民の基本的人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。

成年後見制度（P43）

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度。

セクシュアル・マイノリティ（P78、79）

性的少数者という意味で、性のあり方が非典型的な人のこと。同性愛者、両性愛者、性同一性障害等が含まれる。

【タ行】

男女共同参画社会基本法（P1、4、31、33、95～99）

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を実現するための5つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参加 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

男女混合名簿（P17、46、79）

男女共学の学校において、児童や生徒を性別に関係なく、生年月日、姓名の五十音順やアルファベット順などの順序によって並べた名簿のこと（性別で分けない名簿）。

地域福祉権利擁護事業（P43）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分で、在宅にて生活している方々を対象に、福祉サービスの利用援助を主として、日常的金銭管理サー

ビスや書類等預かりサービスを提供する。

特定健康診査（P75）

平成 20 年度より始った、40～74 歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の予防を目的とした健康診査。

DV（ドメスティック・バイオレンス）（P3、17、44、51）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。

【ハ行】

東日本大震災（P80）

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波およびその後の余震により引き起こされた大規模地震災害。

母子生活支援施設（P17、57）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【ヤ行】

ゆんたく交流会（P78、81）

外国人に対して日本人ボランティアがグループまたはマンツーマンで日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。コザインターナショナルプラザにて開催。

【ラ行】

ライフステージ（P39、40、45、75）

人間の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（P75）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に

決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス（P 6、9、27、36、61、64、66、68、72、73、113～116）

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをいう。

引用

- 「第4次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画 平成 23 年度～平成 27 年度 用語の解説」
- 「第3次男女共同参画基本計画 用語解説」

第2次沖縄市男女共同参画計画 ～ひと・きらめきプラン～

発行：沖縄市 市民部 平和・男女共同課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

TEL：(098)939-1212

気づく ❀ 学ぶ ❀ 実践する

沖縄市男女共同参画センター

～ 男女が共にいきいきと暮らせる社会をめざして ～

だれもがその人らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会をめざすための様々な講座、研修、活動等を行う拠点施設です。

男女共同参画センターには、会議室や図書・情報コーナーを設けています。

ベビーサイン(生涯学習フェスティバル)



夫婦でヘルシークッキング



男女共同参画に関する
講座も実施しています。



会議室



図書・情報コーナー



託児室



アクセス



〒904-0003 沖縄市住吉1-14-29 3階

TEL/098-937-0170

FAX/098-937-0175

安慶田バス停より徒歩3分

駐車台数に限りがあり、満車になるおそれがございます
ので、なるべく公共交通機関をご利用ください。